

北海道議會時報

特集 第4回定例道議會

第23卷 第1号

昭和46年1月



北海道議會事務局

北海道議會時報第23卷第1号(昭和45年第4回定例道議會)

…… 第 1 号 目 次 ……

議 会 の 動 き

第 4 回 定 例 道 議 会	1
本 会 議	2
決 議 ・ 意 見 書	13
議 会 運 営 委 員 会	19
常 任 委 員 会	22
特 別 委 員 会	29
総合開発調査特別委員会	
石炭対策特別委員会	
公害対策特別委員会	
予算特別委員会	
請 願 ・ 陳 情	4

会 合

全国都道府県議会議長会	35
全国酪農経営安定対策連絡協議会	35
東北新幹線建設期成同盟会	35

資 料

第 4 回 定 例 道 議 会 に お い て 議 決 を 経 た 条 例 の 公 布 調	35
---	----

12 月 の メ モ

表紙写真

— 新 漁 業 取 締 船 北 斗 丸 —

漁業調整課提供

議会の動き

第4回定例道議会

- ① 昭和45年第4回定例会は、12月12日招集され、同日開会、今期定例会の会期を12月23日までの12日間に決定の後、特別委員の補欠選任を行ない、議会の権威保持に関する決議ならびに北海道営競馬改善に関する決議を起立多数にて可決、ついで郵便物遅配に関する要望意見書ほか2件の要望意見を可決、12月14日（13日は休日）は45年度補正予算をはじめ、道職員給与改訂案件ならびに44年度各会計決算等議案43件、報告4件を上程、知事の提案説明を聴取し、翌15日1日間休会した。
- ② 休会明けの12月16日から代表質問ならびに一般質問が行なわれ、翌17日質問を終結して直ちに17人からなる予算特別委員会および24人からなる決算特別委員会を設置のうえ、議案の各委員会付託を行ない、18日から22日までの5日間休会した。
- ③ 代表質問および一般質問において論議の中心となつた

問題は、三井砂川炭鉱ガス爆発事故対策、2期計画との関連における人口対策、過疎対策、北海道開発庁統合問題、公共事業補助率の特例廃止問題、都市交通対策、農業地域分担計画、米生産調整、酪農品消流対策、公務員給与改訂問題、中小企業金融対策、違反建築物対策ならびに査察制度、障害児ならびに児童福祉対策、開拓用地の管理運営問題、学制改革、高校入試問題、高校生アルバイト問題、共和村カドミウム汚染対策、有害食品に対する監視機構、不慮の事故者に対する対策等の諸問題が主にとり上げられた。

- ④ 予算特別委員会は、12月17日に設置され、直ちに正副委員長の互選を行ない、翌18日から45年度補正予算等に対する各部所管の審議に入り、22日質疑を終結して意見の調整を行ない、同日付託案件をいずれも原案どおり可決して審査を終了した。
- ⑤ 会期末の23日は、特別委員の補欠選任後、45年度補正予算等に対する予算特別委員長ならびに各常任委員長報告の後、いずれも原案可決、ついで沖繩における警察権、裁判権の移譲を求める要望意見書ほか5件を可決の後、請願、陳情審査の件について議長から、請願第277号ほか6件については、すでに同一内容の議決がなされているので日程より削除する旨を宣し、更に、請願第309号を起立多数で委員長報告（不採択）のとおり決定、つぎに陳情第185号を公害対策特別委員会に付託のうえ閉

第4回定例道議会に知事から提出のあつた案件

議案			
提出月日	番号	件名	議事経過
12.14	1	昭和45年度北海道一般会計補正予算	12.23 原案可決
同	2	昭和45年度北海道札幌医科大学附属病院特別会計補正予算	同
同	3	昭和45年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算	同
同	4	昭和45年度北海道地方競馬特別会計補正予算	同
同	5	昭和45年度北海道寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算	同
同	6	昭和45年度北海道病院事業会計補正予算	同
同	7	昭和45年度北海道有林野事業会計補正予算	同
同	8	昭和45年度北海道工業用水道事業会計補正予算	同

同	9	昭和45年度北海道有料道路事業会計補正予算	同
同	10	昭和45年度北海道北広島団地開発事業会計補正予算	同
同	11	昭和45年度北海道工業団地開発事業会計補正予算	同
同	12	北海道議会議員の選挙区の合区に関する条例案	同
同	13	北海道立看護学院条例案	同
同	14	北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例案	同
同	15	北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例案	同
同	16	国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例案	同
同	17	北海道営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案	同
同	18	北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例案	同

会中継続審査とすることを決定、このあと、前会より継続審査中の会議案第1号ならびに44年度決算を次の議会まで閉会中継続審査に付することを決定して、今期定例会に付議された案件のすべてを議了し、議長から閉会のあいさつがあつて、開会以来12日目の12月23日正午すぎ閉会した。

⑥ 提出案件の処理状況は次のとおりである。

提出者	提出件数	議 決 の 状 況					計
		原案可決	承認議決	閉会中継続審査	報告のみ		
知事	52	43	3	2	5	53	
議員	11	11	—	—	—	11	
合計	63	54	3	2	5	64	

(注) 提出件数と議決状況が符合しないのは、閉会中継続審査案件が1件あつたためである。

本 会 議

○12月12日 午後4時40分開議、佐々木議長、第4回定例会の開会を宣し、直ちに開議、日程第1議席の一部変更の件を議題とし、書記朗読のとおり異議なく議席の一部を変更、ついで日程第2会議録署名議員の指定を行ない、諸般の報告の後、議長から、元道議会議員四十米助三郎氏(10月28日)の逝去について弔辞を贈り哀悼の意を表した旨を報告、つぎに日程第3会期決定の件を議題とし、会期を12月12日から12月23日までの12日間とすることを決定、つぎに日程第4特別委員の補欠選任の件を議題とし、公害対策特別委員に大内議員(自民)、札幌オリンピック冬季大会特別委員に塚本議員(社会)をそれぞれ補充選任、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して午後4時45分休憩、午後8時50分再開、諸般の報告の後、日程に追加して、決議案第1号(議会の権威保持に関する決議)を議題とし、提出者の説明および委員会付託を省略の後、起立による採決の結果起立多数(共産反対)にて原案可決、つぎに、日程に追加して、決議案第2号(北海道営競馬改善に関する決議)を議題とし、提出者の説明および委員会付託を省略の後、起立による採決の結果、起立多数(共産反対)にて原案可

同	19	北海道公営住宅条例の一部を改正する条例案	同
同	20	風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例案	同
同	21	北海道立学校設置条例の一部を改正する条例案	同
同	22	岩内郡共和村を共和町とするの件	同
同	23	野付郡別海村を別海町とするの件	同
同	24	上川郡東鷹栖町を廃し、その区域を旭川市に編入するの件	同
同	25	北海道道の路線の認定、廃止及び変更に関する件	同
同	26	損害賠償の額の決定に関する件	同
同	27	昭和45年度北海道一般会計補正予算	同
同	28	昭和45年度北海道札幌医科大学附属病院特別会計補正予算	同
同	29	昭和45年度北海道真駒内大麻団地開発事業特別会計補正予算	同
同	30	昭和45年度北海道地方競馬特別会計補正予算	同

同	31	昭和45年度北海道道路用地事業特別会計補正予算	同
同	32	昭和45年度北海道病院事業会計補正予算	同
同	33	昭和45年度北海道有林野事業会計補正予算	同
同	34	昭和45年度北海道電気事業会計補正予算	同
同	35	昭和45年度北海道工業用水道事業会計補正予算	同
同	36	昭和45年度北海道有料道路事業会計補正予算	同
同	37	昭和45年度北海道北広島団地開発事業会計補正予算	同
同	38	昭和45年度北海道工業団地開発事業会計補正予算	同
同	39	北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	同
同	40	北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	同
同	41	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	同

決、つぎに日程に追加して、意見案第1号ないし第3号を議題とし、提出者の説明および委員会付託を省略の後、いずれも異議なく原案可決して、午後8時55分散会。

○12月14日 午前11時55分開議、諸般の報告の後、日程第1議案第1号ないし第43号および報告第1号ないし第4号を議題とし、知事から提案説明を聴取の後、議案調査のため15日1日間を休会、12月16日再開することに決定して、午後零時6分散会。

知事説明要旨

ただいま議題となりました昭和45年度補正予算案並びにその他の案件について、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第1号ないし議案第11号の補正予算案につきましては、義務的経費、国庫支出金の確定に伴う経費並びに当面措置を要する経費について補正することとした次第でありまして、

一般会計	19億6,000万円
特別会計	3億1,400万円
合計	22億7,400万円

となるのであります。

一般会計のおもなものといたしましては、義務的経費として、昭和44年度決算の確定に伴い、地方財政法第7条の規定により、決算剰余金の2分の1の額と基金の運用利子を積み立てることとし、

財政調整基金積立金 8億8,300万円

を、生活保護、老人及び児童福祉施設等における措置基準の改定、精神障害者の増加等に伴い

生活保護扶助費 9億3,800万円

児童保護措置費 3億1,000万円

老人保護措置費 5,700万円

身体障害者援護措置費 4,400万円

精神薄弱者援護措置費 3,600万円

精神病費 4,000万円

を追加いたしますとともに、結核患者の減少等に伴い

結核医費療 1億6,600万円

を減額いたしました。

次に国庫支出金及び事業計画の確定等に伴い

母子対策費 3,500万円

予防接種対策費 3,000万円

一般失業対策事業費 9,500万円

学校給食用牛乳供給事業費補助金 1億1,800万円

理科教育設備費 3,500万円

耕地災害復旧事業費 2億1,300万円

同	42	北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	同
同	43	北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	同

同	9	専決処分報告の件（損害賠償の額の決定11月12日（4件）、11月15日（2件）、11月17日（3件）、11月20日（3件）、12月2日（5件）、12月3日（3件）、12月4日（6件）、12月5日（2件）専決処分）	同
---	---	--	---

報 告

提出月日	番号	件 名	議事経過
12.14	1	専決処分報告につき承認を求める件（昭和45年度北海道補正予算11月4日専決処分）	12. 23 承認議決
同	2	専決処分報告につき承認を求める件（工事請負契約の締結に関する件11月20日専決処分）	同
同	3	専決処分報告につき承認を求める件（工事請負契約の締結に関する件12月2日専決処分）	同
同	4	昭和44年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件	12. 23 継続審査
同	5	昭和44年度北海道上町村振興基金の運用に関する件	報 告
同	6	昭和44年度北海道土地開発基金の運用に関する件	同
同	7	専決処分報告の件（保健所設置条例等の一部を改正する条例9月30日専決処分）	同
同	8	専決処分報告の件（北海道支庁設置条例等の一部を改正する条例10月31日専決処分）	同

前議会から継続審査中の案件

会 議 案

提出月日	番号	件 名	議事経過
10.14	1	北海道公害防止条例の一部を改正する条例案	12. 23 継続審査

をそれぞれ追加いたしますとともに、事業計画の変更等に伴い

農業近代化資金通対策費	1億4,700万円
飼料作物増産総合対策事業費補助金	8,200万円
農業構造改善事業費	7,100万円
災害金融対策費	6,100万円
公営住宅建設費	1億3,400万円
厚生年金住宅建設費	1億300万円

をそれぞれ減額いたしました。

次に、当面措置を要する経費といたしまして、
羽幌炭鉱の閉山に伴う従業員の特別対策として

炭鉱閉山特別対策資金貸付金	1億8,000万円
---------------	-----------

道北地方における大雨災害対策として

越冬飼料確保費補助金	800万円
------------	-------

職業訓練校の科目転換を図るため、その設備を整備することとし、

職業訓練校科目転換費	1,900万円
------------	---------

新千歳空港滑走路予定地の調査を行なうため、

空港調査費	100万円
-------	-------

を計上いたしましたほか、

北海道知事及び北海道議会議員選挙費	400万円
青函トンネル建設対策費	400万円
農業者転職訓練費	1,000万円
牛乳抗生物質検査費	400万円

工鉱業誘致企業助成金	2,600万円
歳末警戒等警察活動費	900万円

をそれぞれ計上いたしました。

これらに見合う歳入のおもなものといたしまして、は、

国庫支出金	10億4,300万円
財産収入	1億2,500万円
繰越金	1億8,800万円
諸収入	6億6,600万円

を計上いたしました次第であります。

次に、

繰越明許費	2億3,200万円
-------	-----------

につきましては、繰越しが予定される事業について、地方自治法第213条の規定に基づきそれぞれ所要の措置をとろうとするものであり、

また、

債務負担行為	52億7,500万円
--------	------------

につきましては、本年8月における暴風雨による被害農業者に対する資金の融通及び災害復旧事業の早期施行を図る等のため、それぞれ債務負担行為をしようとするものであります。

次に、特別会計のおもなものといたしましては、

地方競馬特別会計において	2億7,300万円
--------------	-----------

を計上し、競馬益金を一般会計に繰り出すことといたしました。

議員から提出のあつた案件

決 議 案

提出月日	番号	件 名	議事経過
12.12	1	議会の権威保持に関する決議	12. 12 原案可決
同	2	北海道営競馬改善に関する決議	同

意 見 案

提出月日	番号	件 名	議事経過
12.12	1	郵便物遅配解消に関する要望意見書	12. 12 原案可決
同	2	水産業協同組合法改正に関する要望意見書	同
同	3	水産物の輸入自由化に関する要望意見書	同
12.23	4	沖繩における警察権、裁判権の移譲を求める要望意見書	12. 23 原案可決
同	5	栄養改善法等の改正に関する要望意見書	同

同	6	失業対策制度に関する要望意見書	同
同	7	警察施設の整備充実に関する要望意見書	同
同	8	陸運行政の改善に関する要望意見書	同
同	9	食糧事務所の統廃合問題に関する要望意見書	同

請 願・陳 情

① 第4回定例道議会において、各常任委員会および特別委員会に付託された請願・陳情は、つぎのとおりである。

請 願

文書表番号	件 名	請 願 者	付 託 審 査 委員会 結果
360	北檜山、今金両高等学校の現間口維持の件	北檜山、今金両高校間口削減に反対する会代表 丹羽 松子	文教林務 継続審査

次に、議案第27号ないし議案第38号の予算案についてご説明を申し上げます。

去る11月7日、北海道人事委員会より道職員の給与について勧告がありましたので、今回これを尊重して、所要の措置を講じようとするものでありまして、一般会計における給与改定に要する経費は、

一般職員	25億9,500万円
教育職員	72億1,000万円
警察職員	13億1,300万円

となり、これに見合う財源のおもなものといたしましては、

道税	21億7,300万円
地方交付税	61億9,700万円
国庫支出金	25億9,300万円
繰越金	1億1,900万円

を計上いたしましたのであります。

次に、特別会計につきましては、各会計ごとに、事業収入、一般会計からの繰入金等を見合いに、それぞれ給与改定に要する経費について補正を行なうこととして

3億6,500万円

を計上いたしました次第であります。

次に議案第12号北海道議会議員の選挙区の合区に関する条例案は、登別市及び恵庭市の設置に伴い、登別市の区域と胆振支庁所管区域とを、恵庭市の区域と石狩支庁所管区

域とを合わせて、それぞれ1選挙区とすることとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第13号北海道立看護学院条例案は、新たに網走市に道立高等看護学院を設置しようとするものであり、

議案第15号北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例案は、衛生検査技師法の改正に伴い、道立衛生学院の衛生検査技師科を廃止し、新たに同院に臨床検査技師科を設置しようとするものであり、

議案第18号北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例案は、新たに釧路市に漁業研修所を設置しようとするものであり、

議案第22号及び議案第23号は、岩内郡共和村及び野付郡別海村をそれぞれ町とすることについて、地方自治法第8条第3項の規定により議決を得ようとするものであり、

議案第24号上川郡東鰭栖町を廃し、その区域を旭川市に編入するの件は、両市町の廃置分合について、地方自治法第7条第1項の規定により議決を得ようとするものであり、

また、議案第39号ないし議案第43号の道職員、学校職員及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、これらの職員の全給料表について給与月額の上上げを行なうほか、住居手当、特地勤務手当の新設並びに隔遠地手当、調整手当、期末手当等について改正しようとするものであります。

361	北海道美唄東高等学校の閉校 口削減反対の件	美唄市東7条 北4丁目 榊晃悦	同	同
362	北海道倶知安高等学校改築 の件	北海道倶知安 高等学校改築 促進期成会会 長 福島新太郎	同	同
363	クマ基地閉鎖に伴う跡地利 用の件	千歳市長 米田忠雄	総務	同
364	旧軍人等に対する恩給処遇 改善の件（外1件）	札幌市川沿町 1688の18 菊地鶴治	厚生	同
365	ウツベツ川改修工事促進の 件	旭川市春光西 地区市民委員 会会長 坂田房之助 外14人	建設	同
366	道立婦人会館建設の件	旭川市長 五十嵐広三 外1人	総務	同
367	暑寒別道立自然公園にルー ラン愛冠岬地区編入の件	浜益村長 中越利雄 外5人	文教林 務	同
368	共同井戸施設設置の件	浦河町字野深 平野米男	厚生	同
369	道道当別、石狩線道路側溝 改修工事施行の件	当別町農民同 盟委員長 野村重蔵 外4人	建設	同
370	北海道産材合板の使用促進 の件	北海道合板工 業組合理事長 坂口栄之助	同	同

371	非結核性慢性疾患児童生徒 の療養給付の件	北海道病弱康 復教育研究会 会長 後藤三郎 外2人	厚生	同
372	栄養士、管理栄養士必置の 件	社団法人日本 栄養士会北海 道支部長 瀬川節子	同	同
373	消費生活協同組合の育成強 化並びに消費者の生活を守 る措置の件	北海道生活共 同組合連合会 会長 高倉新一郎	同	同
374	道道茨戸、札幌線篠路地区 の冬期間における通学路確 保の件	新日本婦人の 会たまねぎ班 代表 松崎京子	建設	同
375	自閉症児の治療施設設置の 件	北海道情緒障 害児父母の会 代表 田中勝広	厚生	同
376	料理飲食等消費税の撤廃に 関する件	北海道民主商 工団体連合会 会長 窪田節次郎	総務	同
377	教職員に対する勤務評定特 別昇給制度実施反対、定数 拡充、教育予算の大幅増額 及び教育費父母負担軽減の 件	北海道教職員 組合委員長 大野直司 外1人	文教林 務	同
378	北海道在住原子爆弾被害者 特別援護の件	北海道原爆被 害者団体協議 会地域代表者 酒城繁雄	厚生	同

次に昭和44年度北海道各会計歳入歳出決算について申し上げます。

まず、一般会計におきましては、

歳入決算額 2,759億2,400万円
歳出決算額 2,739億5,400万円

で、

差 引 19億7,000万円

の剰余金を生じたのでありますが、このうち、翌年度へ繰り越した繰越事業財源に

4億2,300万円

を充当いたしましたので、

差 引 15億4,700万円

の純剰余金を生じた次第であります。

次に、特別会計につきましては、

歳入決算額 136億8,600万円
歳出決算額 135億3,700万円

で、

差 引 1億4,900万円

の純剰余金を生じた次第であります。

以上今回提案いたしました議案のおもなものについて、その大要をご説明申し上げた次第であります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○12月16日 午後零時10分開議、諸般の報告の後、日程第

1議案第1号ないし第43号および報告第1号ないし第4号を議題とし、代表質問に入り、

竹内議員(社会)から、①当面の緊急課題として、三井砂川炭鉱ガス爆発事故に関し、炭鉱事故防止のための具体的方策、知事自ら保安監督者と会議を開くことの必要性、道としての保安対策に対する取り組み方、遺族対策に関する所見、家族対策を含めた後遺症対策、政府の生産優先施策に対する見解、②第2期総合開発計画に関し、国勢調査発表による本道人口概数40年度対比2.6%増に対する所見とその原因ならびに具体策、道内人口の分析状況について道央集中の結果と拠点開発方式、出生率の低下、産業労働人口の道外流出対策、2期計画の成果に関連し、地域格差、産業格差、過疎・過密の発生、人口の減少、公害の多発等に対する見解、北海道開発庁の廃止ならびに公共事業補助率の特例廃止問題について北海道開発の果たす役割の再確認の必要性、過疎対策について過疎市町村の新規指定の激増に対する対策、専門対策部会の設置ならびに過疎条例の制定に対する見解、補助率のアップ等法改正を含めた財政対策、過疎地域における赤字バス路線に対する助成措置等の交通対策、都市交通対策について陸上交通審議会に対し、札幌市周辺を含めた交通のあり方についての諮問ならびに地方行政部会の設置の必要性、札幌市における高架鉄道の

379	商法改正の件	北海道税理士 会会長 中久保正夫 外1人	商工労働	同
-----	--------	-------------------------------	------	---

② 継続審査中のもの

陳 情				
文書 表番 号	件 名	陳 情 者	付 託 委員 会	審 査 結 果
181	道立婦人会館建設の件	旭川市婦人団体連絡協議会 会長 三木 タカ 外6人	総 務	継続 審査
182	米軍千歳基地の全面閉鎖に伴う跡地利用の件	千歳市農業協同組合 組合長理事 大蔵 長蔵	同	同
183	肢体不自由児(者)対策の件	札幌市琴似2条5丁目 太田キミイ 外9人	厚 生	同
184	滝川市及び空知郡江部乙町を廃し、滝川市を設置することの件	滝川市長 佐久間貞江 外3人	総 務	同
185	ホクレン中斜里工場廃水浸透池造成に伴う国有保安林活用の件	斜里町長 藤谷 豊 外10人	公害対 策特	同

請 願			
文書 表番 号	件 名	付 託 委員 会	審 査 結 果
73	在宅投票制度復活要求の件	総 務	採 択
309	北海道議会議員の選挙公報発行の件	同	不 採 択
346	失業対策事業制度の存続と改善の件	商工労働	採 択
134	大規模牧野の施設改善並びに事故牛に対する損害補償の件	農 務	取り下げ
303	農業関係制度資金返済延期の件	同	同
323	融雪促進対策に関する件	同	同
324	豪雪災緊急対策に関する件	同	同
332	北海道動物検疫所設置の件	同	同
177	道道俱知安ニセコ線除雪実現の件	建 設	採 択

現況ならびにバス経営主体の一本化等の運輸行政の明確化、歩行者優先の原則の明確化、交通規制の現実的、効果的規制方法、道路の使用区分に対する適確な措置、国鉄赤字路線廃止と地方公社の設置案に対する態度、青函トンネルの始点口が福島町から知内町に変更した理由および着工の時期と見通し、③農業問題に関し、今後の本道の稲作生産の指導について地域分担計画と3期計画のいずれになるのか、米の減反政策に対する所見、休耕に対する奨励金のあり方、恒久転作の場合の農家の補償措置、酪農について消流ならびに価格対策の具体的所見、大型酪農村の建設のための用地取得の困難性と新酪農村の再検討、牛乳の抗性物質混濁問題について医療対策、衛生管理体制および今後の方針等、④給与問題に関し、人事委員会の勧告に対する基本姿勢、道職員の生活の実態は、住宅手当について自力建設者に対する方策、魅力ある職場としての賃金水準、寒冷地手当の改善等について質疑、意見および要望があり、知事、人事委員長および警察本部長から答弁、竹内議員から再質問、知事から答弁、議事進行の都合により午後2時54分休会、午後3時49分再開、

五十嵐議員(自民)から、①上砂川町登川坑におけるガス爆発事故に関し、早急な援護ならびに復旧の措置方、②農業生産地域分担の農林省試案に関し、試案の性格および農業生産、政策にどう反映されるか、今後の協議過

程における本道としての考え方、減反による本道稲作の将来性および大規模高生産性の機械化稲作農業確立の必要性ならびに稲作転換の具体的誘導方策、③北海道開発庁の統合構想に関し、総合企画庁、地域総合開発庁構想に対し、道民の意思を基礎とした折衝方、④本道沿岸における外国漁船の操業に関し、漁業専管水域の設定の必要性和知事の所信、⑤中小企業金融対策に関し、中堅企業倒産による関連中小企業への影響および現行関連倒産防止特別融資制度の適用範囲拡大に対する所信、現行信用補完業務に対する見解および最近の保証付き融資の現状、当面する年末融資対策の考え方、⑥建築行政に関し、違反建築物の増加傾向に対し、改正建築基準法の運用の適正化、市町村への権限委譲と技術援助および財源措置ならびに建築監視体制の確立の必要性和これらに対する対処方針、⑦建築物の防災に関し、不特定多数が利用する各種建築物に対する査察制度の強化の方針等について質問、知事から答弁、あらかじめ会議時間を延長し、質疑ならびに一般質問に入り、

佐藤(八)議員(自民)から、児童福祉推進上の諸問題に関し、非結核性慢性疾患児童の現況と道独自の療育医療給付を実施する考えの有無、自閉症児を含めた情緒障害児童に対する治療教育体制の確立の必要性和道立病院等にこれらの専門小児病棟や通院施設を設置する考え、乳幼児保健センターの早期設置方、家庭福祉増進のため、

227	札幌市南22条(柏中学前)に歩道橋設置早期実現の件	同	取り下げ
234	道道西野白石線挾巾反対の件	同	同
274	豊平川幹線道路工事の設計変更の件	同	同
277	道道昭和新山線の延長の件	同	議決不要
306	主要道道俱知安喜茂別線(開発道路)改良工事に伴う旧道の移管の件	同	同
307	喜茂別町鈴川大滝線を道道に認定の件	同	同
327	北海道街路樹対策の件	同	採 択
343	羅臼道道羅臼、相泊線を道道に認定の件	同	同
356	札幌バイパス道路工事による地すべり事故調査実施の件	同	同
359	知内町道重内、湯の里線を道道に認定の件	同	議決不要
176	造田に対する非補助融資の件	農地開拓	取り下げ
348	蜜源保護育成の件	文教林務	同

陳 情

文書 表番 号	件 名	付 託 委 員 会	審 査 結 果
176	共和村に町制施行の件	総 務	議決不要
177	別海村に町制施行の件	同	同
180	上川郡東鷹栖町を廃し、旭川市に編入することの件	同	同
154	入院助産施設を江差町に早期設置の件	厚 生	採 択
166	道道札幌沼田線東苗穂踏切に人道橋または地下歩道設置の件	建 設	同

③ さらに継続審査されるもの。

請 願

文書 番 号	件 名	付 託 委 員 会
27	釧路市に国立医科大学誘致促進の件	総 務
38	自衛隊適格者名簿の作成に反対の件	同
57	上肢障害者の自動車免許条件の制約廃止の件	同

現行相談業務の機能強化と民間相談機関の活用等総合的、相関的な整備、拡充の必要性和知事の所見、父子家庭に対する総合的対策の必要性、ホームヘルパー制度の道段階による設定に対する知事の所見等について質問、知事から答弁があつて、午後5時19分延会。

○12月17日 午前11時15分開議、諸般の報告の後、日程第1議案第1号ないし第43号および報告第1号ないし第4号を議題とし、質疑ならびに一般質問を続行、

亀井議員(社会)から、開拓用地の管理運営に関し、開拓用地の実態調査の必要性和現在放棄されたままになっている開拓用地の有効利用方針の確立に対する見解、市町村農業委員会の運営等に対する指導強化に対する道の方針、標茶町所在の開拓地の処分の経過に対する見解と今後の指導の考え方および開拓指導行政上からの考え方、道職員の開拓地買い受けの事実とこれに対する措置等について質問、知事から答弁、亀井議員から再質問2回、知事から答弁があり、議事進行の都合により午後零時3分休憩、午後1時23分再開、ついで、

塚本議員(社会)から、当面する教育の諸問題に関し、11月上旬中央教育審議会から中間答申の「初等中等教育の改革に関する基本構想」に対する道教委の意見、学制改革についてモデル校の依頼のあつた場合の受諾に対する考え方および慎重な検討方、6・3制教育に対する見

解、教科書判決に対する見解、大学区制について、札幌市、石狩、後志を1学区制とした矛盾点、早急な再検討方およびその時期、全員高校入学の時期、高校再編制について今後の高校収容間口の計数的根拠、配置計画に対する補正方、高校入試の試験科目削減に対する考え方、高校生のアルバイト問題について労働力供給としての見方、労使紛争の場において勤務させることの是非、労働災害や風紀問題に対する配慮方等について質問、教育委員長ならびに教育長から答弁、塚本議員から再質問ならびに意見があり、教育委員長ならびに教育長から答弁、つぎに、

杉本(省)議員(社会)から、①共和村カドミウム汚染に伴う農漁民対策に関し、カドミウム汚染発見の経過、他の金属鉱山に対する早急な調査の必要性、廃山、廃坑の事故処理対策、売り渡し済み自家保有米等国富地帯における産米対策ならびに明春からの営農対策、地域住民の健康対策、水産物対策ならびに鉱業所の責任体制、汚染に対する調査および発表方法、②水質汚染とサケ、マス養殖に関し、十勝川水系打内地区のサケ、マス蓄養池における大量の親魚の弊死について、サケ、マス指導協会に対する指導と責務、捕獲状況の調査方と国に対する要望方、道の助成強化等について質問ならびに要望、知事から答弁、ついで、

高橋(鉱)議員(公明)から、①有害食品追放と監視機構

67	国立大学(国立学校)授業料値上げ反対の件	同
90	国鉄札幌電修場廃止反対の件	同
100	千歳、長沼へのミサイル、ナイキハークューリーズ基地設置の件	同
101	千歳、長沼へのミサイル基地設置反対決議の件	同
140	所得税法及び地方税法等の改正の件	同
168	駐車許可適用範囲の拡大の件	同
169	盲人等のための交通安全施設充実の件	同
178	個人事業税の大幅減税の件	同
189	国税不服審判所新設反対の件	同
212	鉱山バス路線の存続等の件	同
213	僻地における高等学校の通学バス自主運行許可の件	同
230	過疎対策事業推進の件	同

259	交通信号機設置に関する件	同
285	中央バスの運行本数復元に関する件	同
286	交通信号機及び一時停止標識設置の件	同
287	札幌市北18条西7丁目(斜の通り)に横断歩道標識設置の件	同
311	交通信号機設置に関する件	同
320	中小商工業者及び労働者に対する国税及び地方税の軽減の件	同
321	個人事業税の課税軽減の件	同
331	国道定期バス路線の変更運行の件	同
344	日米安全保障条約廃棄の件	同
347	札幌市平岸2条1丁目交差点に交通信号機設置の件	同
349	旭川市に国立医科大学設置の件	同
350	道東に国立医科大学設置の件	同

に関し、現在の監視機構の実態、保健所の機構の充実方と将来構想、卸売り市場に駐在員を配置する考え方、安全な農産食品の生産の指導方、②公害被害者対策に関し、国富地区における農民に対する国富鉱業所の補償措置、水質検査の公表についての事実の明確方等について質問、知事から答弁、高橋(鉱)議員から再質問ならびに要望、知事から答弁、ついで、

木南議員(共産)から、道民の命と権利の問題に関し、道民の不慮の事故者数に対する見解ならびに道政の反映方、統計資料の迅速な作成ならびに総合的な対策の樹立方、浦河職業専修訓練校生徒の自衛隊1日入隊の必要性について質問、知事から答弁、木南議員から再質問ならびに要望、知事から答弁があつて、通告の質疑および質問を終結、ついで塚本議員(社会)から日程第1のうち予算および決算に関連する議案第1号ないし第11号、第27号ないし第43号および報告第1号および第4号については、なお慎重審査の必要があると認められるので17人からなる予算特別委員会および24人からなる決算特別委員会を設置して、これらの案件を付託されたいとの動議が提出され、賛成あつて動議成立、これをはかつて異議なくそのことに決定、直ちにつぎの委員を議長指名にて選任し、議案第1号ないし第11号、第27号ないし第43号および報告第1号は予算特別委員に、報告第4号は決算特別委員会に付託した。

予算特別委員

奥野一雄(社会)	五十嵐長寿(自民)
阿部恵三男(自民)	佐々木豊(自民)
佐藤八重子(自民)	島田薫(自民)
滝沢勉(自民)	宮本義勝(自民)
笠島保(社会)	神部俊郎(自民)
新村源雄(社会)	武藤正春(社会)
塚本肇(社会)	笠井幸衛(社会)
山口政一(自民)	村本政信(社会)
水沼徳一郎(自民)	

決算特別委員

池島信吉(社会)	杉本栄一(自民)
東典俊(自民)	山田勲(社会)
石村丈夫(自民)	山下策雄(社会)
佐藤八重子(自民)	湯田倉治(社会)
高橋正四郎(自民)	大石利雄(社会)
徳中康満(自民)	遠藤英吉(社会)
西村慎一(自民)	高田治郎(社会)
高橋俊郎(社会)	道下美作(社会)
原清重(社会)	高橋源次郎(自民)
畑野スミ(自民)	山元ミヨ(自民)
松浦義信(自民)	二瓶栄吾(自民)
宮本義勝(自民)	福島新太郎(自民)

つぎに、残余の案件のうち、議案第12号、第14号、第

31	理容営業施設の適正配置の基準設定に関する件(外1件)	厚生
86	医療保険制度の抜本改悪反対と日雇健康保険の抜本的改善の件	同
206	医療保険抜本改悪に反対の件	同
207	結核予防法による長期入院患者に見舞金支給の件	同
219	黒松内川右岸地域の飲料水対策の件	同
265	老人医療対策の件	同
266	老人年金対策の件	同
296	長期入院患者に対する生活保障金(見舞金)支給の件	同
301	原爆被爆者の医療等救援措置の件	同
333	スモン病対策の件	同
334	夏期手当制度化の件	同
335	老人医療の無料化及び敬老金制度化の件	同

336	生活保護基準及び勤労控除引き上げの件	同
337	北海道柔道専門学校鍼灸科新設反対の件	同
339	道立江差病院を入院助産病院に指定の件	同
351	看護従事者確保の件	同
28	中小零細商工業者に対する融資対策の件	商工労働
82	失対労働者に交通費支給の件	同
83	失対労働者に夏期、年末手当及び期末手当支給の件	同
84	失対労働者に石炭手当支給の件	同
85	失対労働者に作業衣をはじめとする労需物資支給の件	同
211	道立職業訓練所に鉱山坑内作業員養成科目設置の件	同
260	老人の労働諸条件改善の件	同
342	高齢失業者等就労事業実施の件	同

20号、第22号ないし第24号および第26号は総務委員会に、議案第13号および第15号は厚生委員会に、議案第16号および第17号は農地開拓委員会に、議案第18号は水産委員会に、議案第19号、第25号、報告第2号および第3号は建設委員会に、議案第21号は文教林務委員会にそれぞれ付託することに決定、つぎに、各委員会議案審査のため12月18日から22日まで5日間休会、23日再開することに決定して午後1時55分散会。

○12月23日 午前11時50分開議、諸般の報告の後、日程第1 決算特別委員補欠選任の件を議題とし、川口議員(自民)を決算特別委員に補欠選任することに決定、つぎに日程第2 議案第1号ないし第11号、第27号ないし第43号および報告第1号を議題とし、武藤予算特別委員長(社会)から、委員会における審査の経過および結果について報告の後、まず日程第2のうち、議案第1号ないし第11号、第27号ないし第43号を問題とし、起立による採決の結果、起立多数(共産反対)にて委員長報告のとおり原案可決、つぎに残余の報告第1号を問題とし、異議なく委員長報告のとおり承認議決、つぎに日程第3 議案第12号ないし第26号、報告第2号および第3号を議題とし、島田総務委員長(自民)から議案第12号、第14号、第20号、第22号ないし第24号および第26号について、西尾厚生副委員長(自民)から議案第13号および第15号について、道

下農地開拓委員長(社会)から議案第16号および第17号について、大内水産委員長(自民)から議案第18号について、作田建設副委員長(自民)から議案第19号、第25号、報告第2号および第3号について、高田文教林務委員長(社会)から議案第21号についてそれぞれ委員会における審査の経過および結果について報告の後、日程第3のうち、議案第16号、第17号、第19号および第24号を問題とし、起立による採決の結果、起立多数(共産反対)にて委員長報告のとおり原案可決、つぎに残余の議案第12号ないし第15号、第18号、第20号ないし第23号、第25号、第26号、報告第2号および第3号を問題とし、異議なく委員長報告のとおり議案については原案可決、報告については承認議決、つぎに、日程第4 意見案第4号ないし第9号を議題とし、提出者の説明および委員会付託を省略の後、日程第4のうち、意見案第7号(警察施設の整備充実に関する要望意見書)を問題とし、起立による採決の結果、起立多数(共産反対)にて原案可決、つぎに残余の意見案第4号ないし第6号、第8号および第9号を問題とし、異議なくいずれも原案可決、つぎに、日程第5 請願、陳情審査の件を議題とし、委員長報告を省略の後、議長から、請願第277号(道道昭和南山線の延長の件)、第306号(主要道道俱知安、喜茂別線改良工事に伴う旧道の移管の件)、第307号(喜茂別町道鈴川大滝線を道道に認定の件)、第359号(知内町道重内、湯の里線を道道

352	千歳米軍基地完全閉鎖に伴う離職者対策の件	同
45	生乳の受渡し場所、格付検査及び集送乳合理化長期配乳計画の件	農 務
283	北海道立総合園芸試験場設置の件	同
304	農協所有クーラーステーションの認定の件	同
6	政和犬牛別線を道道に認定の件	建 設
14	下水道単独事業費に対する道費補助実現の件	同
15	終末処理施設事業費に対する道費補助実現の件	同
22	メナシベツ川改修工事施行の件	同
23	宗谷本線メナシベツ川鉄橋拡幅の件	同
46	留寿都村、真狩村内三ノ原、豊浦線を道道に認定の件	同
48	俱知安町西6号南線を道道に認定の件	同
132	札幌市琴似八軒地区陸橋架設反対の件	同

136	上磯、大野、七飯3町連絡道路を道道に認定の件	同
220	黒松内川右岸地域の飲料水断水対策の件	同
231	芽室町道2線道路を道道に認定の件	同
253	網走市道北浜明生線及び東藻琴村道上丸万線を道道に認定の件	同
256	網走市道浦士別18線を道道に認定の件	同
273	陸別町道陸別市街線みどり橋架換の件	同
276	壮瞥町字北磐温泉から虹田町字洞爺湖温泉に通ずる道路の新設の件	同
281	支笏湖周辺道路開削の件	同
288	室蘭、札幌間(美笛経山)道路の建設促進の件	同
308	道道乙忠部中頓別線の一部路線変更の件	同
328	札幌駅前シンボルロード建設の件	同
330	道道赤平砂川線歌志内陸道改良の件	同

に認定の件)、陳情第 176 号(共和村に町制施行の件)、第 177 号(別海村に町制施行の件)および第 180 号(上川郡東鷹栖町を廃し、旭川市に編入することの件)については、すでに同一内容の議案が可決されたので議決を要しないものと認め、日程より削除する旨を述べ、ついで、日程第 5 のうち、請願第 309 号(北海道議会議員の選挙公報発行の件)を問題とし、起立による採決の結果、起立多数(社会、共産反対)にて委員長報告(不採択)のとおり決定、ついで、残余の請願、陳情を問題とし、異議なく委員会決定のとおり決定、日程第 6 陳情第 185 号(ホクレン中斜里工場廃水浸透池造成に伴う国有保安林活用の件)を議題とし、公害対策特別委員会に付託し、閉会中継続審査とすることに決定、つぎに閉会中会議案、報告継続審査の件を議題とし、前会より継続審査中の会議案第 1 号(北海道公害防止条例の一部を改正する条例案)および決算特別委員長から申し出の報告第 4 号(昭和 44 年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件)について、つぎの議会まで閉会中継続審査に付することに決定、つぎに閉会中請願、陳情審査の件および閉会中事務継続調査の件を議題とし、各委員長から申し出のとおり閉会中継続審査または調査に付することに決定して、今期定例会に付議された案件は会議案第 1 号および報告第 4 号を除き、すべて議了、佐々木議長から閉会のあいさつがあつて、午後零時 26 分閉会。

予算特別委員長報告

私は、予算特別委員会に付託されました議案審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る 17 日設置され、昭和 45 年度各会計補正予算ならびにこれに関連する議案 28 件および報告 1 件が付託されたのでありますが、委員会といたしましては、すみやかに審査を行なうことを日途に、同日、正副委員長の互選を行ないますとともに、審査の方法等について協議を行ない、翌 18 日から各部所管の質疑に入り、質疑終結後、各派代表者により意見の調整をはかりましたうえ、昨日の委員会におきまして、お手元に配付の報告書のとおり結論を得た次第であります。

ご承知のとおり、これらの案件は、昭和 45 年度一般会計および特別会計の総額 137 億 5,700 万円に及ぶ補正予算ならびに職員の給与関係条例等でありまして、これらの案件を中心に道政各般にわたり質疑がかわされた次第であります。

この間、委員各位におかれましては、慎重かつ御熱心に審議を尽くされた次第でありまして、その御労苦に対しましては衷心より敬意を表する次第であります。

以下、質疑を通じ論議の対象となりました主たる事項を申し上げますと、稲作転換の誘導対策、地域分担における馬

340	白樺団地内道路の舗装実施の件	同
355	北海道都市計画地方審議会再審議の件	同
357	道道屈足丸幕線岩松橋架換並びに取付道路改良の件	同
358	新得町道清水町道新内、剣山線を道道に認定の件	同
218	根釧パイロット、ファーム(開拓)負債整理対策実施の件	農地開拓
261	開拓者の財産保全の件	同
329	開拓者負債整理対策の件	同
10	北洋はえなわ刺網漁業着業船の増枠分の漁場を在根室国後島引揚者に解放の件	水産
18	北洋たらいはいさし漁業許可要望の件	同
152	道立釧路水産試験場加工指導部門の強化拡充の件	同
305	津軽海峡海域小型さけます流し網漁業の制限屯数に関する件	同
66	教育系学生の教職希望者完全就職の件	文教林務

116	北海道帯広工業高等学校に電気科設置の件	同
149	北海道静内高等学校農業課程を独立校として設置の件	同
155	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律改正の件	同
214	僻地における道立高等学校の通学バス運行の件	同
247	北海道名寄工業高等学校を独立設置の件	同
249	北海道自然歩道計画案の早期実現の件	同
263	学校給食の米食化の件	同
270	北海道帯広三条高等学校校舎移転改築促進の件	同
289	北海道八雲高等学校校舎改築促進の件	同
338	「国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法」成立促進の件	同
345	教職員に対する勤務評定、特別昇給制度実施反対の件	同
353	都市森林緑地基金制度創設の件	同

鈴しよ作付け日標、馬鈴しよでん粉基準価格表の運用、標茶町開拓農協の用地処分にかかわる諸問題、農業被害対策、製材企業の倒産原因および未然防止策、林力増強対策、漁業の試験操業に関する問題、漁協に対する指導監督、オホーツク沿岸の資源保護対策、内水面漁業の振興、室蘭、札幌間の新道建設促進、金属鉱業の将来性と安定対策、硫酸センター設置問題、重金属鉱山の公害に関し調査経過およびカドミウム汚染の防止策、国富地区の実態調査とその対策、青函トンネル記念館建設の構想、石炭鉱業の体制確立にかかわる諸問題、専修職業訓練校における生徒指導の基本的態度、心身障害者対策、老人福祉の基本姿勢および医療費無料化の実施、遺児手当制度の確立、養護施設収容児童の就職対策、特殊栄養食品の普及指導と道の後援名義使用承認に関する問題、給与改定に関する勧告の独自性、住居手当の必要性和根拠基準の明確化、帯広大谷高校の労働争議早期解決に対する道の姿勢、自衛官不当募集行為に対する道の態度、幼稚園教育に関する諸問題、街路照明施設に対する道の考え方、給与是正に対する問題、臨時職員の雇用実態と給与基準の設定などでありまして、道政各般にわたって論議がかわされた次第であります、論議の過程におきまして、特に次に申し上げますような意見、すなわち、

- 1 農地の効率的な利用をはかるため、農業委員会および関係団体に対する指導監督をさらに強化すべきである。
- 2 遺児手当の確立をはかるため、その諸方策を早急に検

討すべきである。

との強い意見があつた次第であります。

しかして、前に申し上げましたとおり、質疑終結後、各派代表者間におきまして各案件について意見の調整をはかりましたうえ、昨日の委員会におきまして、各案件は、いずれもその内容を適切なものと認め、議案第1号ないし第11号および第27号ないし第43号はいずれも原案可決、報告第1号は承認議決と決定いたしました次第であります。

なお、議案第1号につきましては、審査の経緯にかんがみ、次の意見、すなわち、

- 1 でん粉原料馬鈴しよの基準価格表の運用については、価格差を生じないように取り引きの実態を調査するとともに、指導の強化をはかるべきである。
- 2 石炭鉱業の体制を確立するため、長期安定対策および保安対策等について、道としても積極的に促進をはかるべきである。
- 3 道民の栄養改善を促進するため、道の後援名義の使用承認に当たっては、その団体の行なう事業の内容と効果を充分検討し、道民に疑念をもたらしことのないよう配慮すべきである。

以上、3項目の付帯意見を付されたいとの動議が提出せられ、全会一致これを決定いたしました次第であります。

354	都市緑化基準制定の件	同
243	室蘭、本州間国鉄航路開設の件	総合開発調査特
245	青函航路増強の件	同
280	青函トンネル北海道側坑口及び輸送関連施設等配置計画の件	同
196	産炭地域の中小商工業者に対する特別金融制度確立等の件	石炭対策特

陳 情

文書表 号 番	件 名	付 託 委 員 会
1	浜益村と増毛町との境界変更の件	総 務
35	大滝村の寒冷地手当支給地域区分の指定変更の件	同
100	滝川市に空知支庁税務出張所設置の件	同
148	札幌市南9条西13丁目及び豊平7条13丁目に交通信号機設置の件	同
159	旭川市と上川郡神楽町の合併に伴う道議会議員の選挙区の特例に関する条例改廃の件	同

162	羽幌町を羽幌市とすることについて の件	同
174	災害復旧対策の件	同
89	生活保護世帯の自立更生対策の件	厚 生
155	硫黄、硫化鉱業振興の件	商工労働
156	失対労働者の労働条件改善の件	同
24	七飯町道仁山2号線を道道に認定の 件	建 設
63	国道5号線と道道西野月寒線を結ぶ 琴似本通りを道道に認定の件	同
103	国鉄千歳線の市街地高架化の件	同
164	厚田浜益線（仮称）を道道に認定の 件	同
167	札幌市道米里線及び菊水横7号線一 部を道道に認定の件	同
172	定山溪月見橋下流の橋梁架設促進の 件	同
33	元樺太漁民の北方公海漁業進出の件	水 産

以上本委員会に付託されました議案審査の経過とその結果を申し上げます、私の報告を終わります。

決 議 ・ 意 見 書

決議案第1号

(奥野善造君外12人提出)
45.12.12 原案可決)

議会の権威保持に関する決議

公害の防止、交通事故の絶滅と相並んで暴力の追放は、道政の当面する重要課題であり、従つて道議会としても、今日まで全力を傾注して、これに対処し来たつたところである。

しかるに、今回、暴力団の介入する道営競馬八百長事件に関連して、道議会議員の中から容疑者が出たことは、議員の品位を傷つけ、道議会の権威を著しく失墜するものであり、はなはだ遺憾にたえないところである。

とくに、容疑を受けた議員本人は本件に関し十分自戒反省すべきである。

今後、道営競馬に関連して道議会議員は、競馬関係団体役員就任など慎重を期し、いやくも道民に誤解をまねくことのないよう配慮すべきである。

よつて、本議会は、ここに議員の品位と議会の権威を保持する決意を新たにし、もつて500万道民の負託にこたえようとするものである。

右決議する。

北 海 道 議 会

決議案第2号

(石畑久成君外25人提出)
45.12.12 原案可決)

北海道営競馬改善に関する決議

近年における道営競馬の実態は、その開催の趣旨に反し、次第にギャンブル性が強まってきたており、とくに最近において多数の不正事件が発生し、道民の疑惑を招いていることは、まことに遺憾である。

道は、この際道営競馬の趣旨と現状を再認識し、健全なる大衆娯楽とするため、次の事項についてすみやかに改善措置を講ずべきである。

- 1 明朗かつ公正な競馬を行なうため、執行体制の充実強化をはかるとともに、運営にあたつては、広く民意を反映すべきである。
- 2 競馬の公正を害する恐れのある者を競馬関係者内から排除するとともに、暴力団員等の介入阻止の措置を講ずべきである。
- 3 勝馬投票券の発売については、ギャンブル性を希釈し、大衆の健全娯楽とするため、その金額を制限すべきである。
- 4 競馬場の各種施設の改善整備を行なうとともに、環境の美化をはかるべきである。
- 5 競馬場内外の監視の徹底をはかるため、警備体制を強

65	日ソ平和条約に関連する外交交渉に門沢提島全鮭鱒漁業者の悲願取りあげの件	同
108	北海道区水産研究所存置方要望の件	同
179	北海道漁連役員の同会不当運営の件	同
56	下サロベツ湿原保護の件	文教林務
85	道立スキー場設置の件	同
165	勤評特昇反対の件	同
168	北海道札幌南高等学校紛争円満解決の件	同
169	千歳市に道立高等学校新設の件	同
170	北海道紋別北高等学校校舎改築の件	同
171	大雪山国立公園十勝岳山麓白金温泉地区に道立登山研修所設置の件	同
178	大雪山国立公園勇駒別温泉地区に道立登山研修所設置の件	同
116	石狩湾新港の早期実現の件	総合開発調査特
12	産炭地市町村財政対策の件	石炭対策特

化すべきである。

- 6 騎手及び馬丁の待遇改善をはかり、生活の安定向上の措置を講ずべきである。
- 7 馬丁の登録制度を実施するとともに、馬主の登録並びに騎手の免許試験を一層厳正なものとし、併せて研修の強化をはかるべきである。

なお、18歳未満の者は騎手となれないよう法改正を国に要請すべきである。

- 8 不正行為を行なつた関係者に対する制裁は一層厳重にすべきである。
- 9 抽せん馬制度を廃止することを前提として、これにかわるアラブ系種馬の生産振興対策を樹立すべきである。
- 右決議する。

昭和45年12月12日

北海道議会議長 佐々木 利 雄

北海道知事 町 村 金 五 殿

意見案第1号

(島田薫君外13人提出)
45.12.12 原案可決

郵便物遅配解消に関する要望意見書

近年郵便物等は著しい増加を示しており、今後社会文化の進展とともに一層の激増が予想される。

しかしながら、現状は郵便物の遅配は慢性化し、特に年末年始にかけてその悪化は深刻な社会問題となることを憂慮する。

郵便事業の公益性にかんがみ、これを速やかに正常化し、本事業の合理的運営が期せられるよう諸施設の近代化、定員配置の適正等懸案事項の早期解決の措置を講ぜられたい。

(理由)

郵便事業は通信文化の根幹であり、国民大衆の日常生活に重大な影響を持つものであるが、その停滞遅配は悪化の一途をたどりつつあることは甚だ遺憾である。

開発途上にある北海道においては特に産業経済の進展、社会文化の向上に伴って郵便物の増高は著しく、この10年間に2倍以上となっており、当該事業の施設並びに定員がこれに相伴わず、この不均衡が遅配の大きな原因となつていと考えられる。

よつて、国においては、北海道の広大な地理的条件、気象条件を充分勘案の上、郵便事業の公益性を守るためにも、この根本的打開策を樹立し、諸施設の近代化と適正な定員配置により本事業の合理的運営を期せられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 佐々木 利 雄

内閣総理大臣
大 蔵 大 臣
郵 政 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

各通(国会には請願書として提出する。)

意見案第2号

(大内三治君外9人提出)
45.12.12 原案可決

水産業協同組合法改正に関する要望意見書

水産業協同組合法は、漁民の民主化、組織の発達、漁民等の地位の向上に大きな役割りを果してきたが、水産業をめぐる諸情勢は、大きく変化してきており、このため、今後、漁業者の経営の近代化を図ることは勿論、水産業全体として生産力を高め、水産加工の振興、流通の合理化等に努めるとともに、これに対応した水産業協同組合の組織および事業の充実、強化と経営管理の合理化、ならびに自己資本の充実を図ることが必要である。

よつて、政府は、水産業協同組合法の改正を行ない、次の事項を実現されるよう要望する。

1 漁業協同組合に関する規定の整備について

- (1) 法人の正組員資格要件である使用漁船総トン数の上限を3,000トンまで引き上げること。
- (2) 法人の准組員資格要件を正組員資格要件の改正に応じて引き上げること。
- (3) 法人の組員資格要件である使用漁船総トン数および常時従事者数は、選択要件とすること。
- (4) 水産加工業を営む法人の准組員資格は、漁業協同組合のそれと同様とすること。
- (5) 役員の選出は、総会における選挙のほか、総会外での選挙を認めることとし、合併等特別の事情ある場合は、選任制を採用できることとする。
- (6) 正組員の総数が100人をこえる組合は、現行どおり、定款の定めるところにより、総代会を設けることができるものとし、通常総会開催義務は、現行どおりとすること。

正組員の総数が300人をこえる組合の総代会は、「役員・総代の選出、組合の解散・合併および漁業権の得喪または変更」を除き、総会の議決事項はすべて議決できることとし、通常総会開催義務は免ずるものとする。

なお、総代の定数は、代議員制度の趣旨に則り、従前に比較して、著しく増大しないようにすべきである。

2 漁業協同組合連合会に関する規定の整備について

- (1) 連合会における水産加工業協同組合および同連合会の会員たる資格は、現行どおりとすること。
- (2) 連合会の会員に対しては、農業協同組合法に準じ、2個以上の議決権および選挙権を与えることができる

こととすること。

- (3) 経済事業を行なう連合会の総代会議決事項に対する総会再決議の規定は、削除すること。
- 3 水産加工業協同組合、同連合会に関する規定の整備について

- (1) 法人の組合員資格要件である常時従事者数を、漁業協同組合の法人資格と同様にすること。
- (2) 組合の事業に組合員の生活に必要な「資金の貸付」、「物資の供給」および「共同利用施設」ならびに「水産物の製造加工に関する組合員の経営の向上を図るための教育に関する施設」を、連合会の事業に「水産物の製造加工に関する所属員の経営の向上を図るための教育に関する施設」を加えること。
- (3) 水産加工業協同組合連合会の行なう「会員の事業に必要な資金の貸付および会員の所属員の貯金または定期積金の受入れ」は現行どおりこれを行なうことができることとし、従つて、信用事業を行なう水産加工業協同組合連合会に関する規定は現行どおりとすること。

- 4 水産業協同組合における理事の権限について
組合財産の変動を伴う不動産等に関する物権の設定、得喪変更に係る理事の権限は事業計画の変更を必要としない範囲にとどめるべきであること。

- 5 水産業協同組合の財務健全化を促進するための租税措置について

法定準備金については出資と同額に達するまで、その留保する金額は非課税とすること。また、教育情報資金に引き当てる利益金についても非課税とすること。

- 6 監督権限の確立について

主務大臣から委任されている水産業協同組合連合会に対する知事の監督権限については、知事が任意にこれを行使できるようにすること。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 佐々木 利 雄

内閣総理大臣
大蔵大臣
農林大臣
北海道開発庁長官
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願として提出する。）

意見案第3号

（大内三治君外10人提出）
（45.12.12 原案可決）

水産物の輸入自由化に関する要望意見書

最近、政府において、全面的な貿易自由化について検討中とのことであるが、次の水産物は、特殊な事情にあるので、一律に自由化されないよう強く要望する。

（理由）

現在、非自由化水産物として残されている次の品目は、いずれも本道中小沿岸漁業者の生産にかかるものであり、その自由化は、これら漁業者の生計を壊滅に陥し入れるばかりでなく、当該漁業の操業において近隣諸国との漁場競合、漁獲規制を強める契機とならねず、また、北方海域での安全操業、北方領土問題の解決にも影響を与えるおそれがあるので、特段の配慮を願いたい。

- 1 こんぶは、本道多数の沿岸漁民（3万5,000経営体、就業者8万7,000人）がその生産に従事しており、日下栽培漁業を主軸とする特別増産対策の推進により近く国内の需要を充たし得る見とおしにある。

かかる事情にあるとき、これが輸入の自由化は、漁業者の旺盛な増産意欲に深刻な衝撃を与え、長期的には資源の枯渇を招来しかねないのみならず、ひいては、沿岸漁業者の生活を破綻に陥し入れるものであるから、絶対にこれを行なうべきでない。

- 2 にしん、すけとうだら、さば、さんま、いか、ほたて等の魚介類は、本道沿岸漁業の漁獲対象物として、その所得の大宗を構成しているものであるもので、これが輸入の自由化は差し控え、国内生産との関連において輸入割当制度の弾力的な運用により対処すべきである。

- 3 魚粕類は、本道の多獲魚の約30パーセントがその原料とされており、多獲魚の価格維持に重要な関連を有しているので、畜産業、水産養殖業等の生産資材として輸入する場合といえども、あらかじめ国産魚粕類の価格維持対策、加工経営の近代化等に対する財政援助措置等を先行せしめるべきである。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 佐々木 利 雄

内閣総理大臣
大蔵大臣
通商産業大臣
農林大臣
北海道開発庁長官
経済企画庁長官
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願書として提出する。）

意見案第4号

（島田薫君外12人提出）
（45.12.23 原案可決）

沖縄における警察権、裁判権
の移譲を求める要望意見書

最近、沖縄において、米国軍将兵による各種犯罪が相次いで発生しているが、その処理については、不公平、不平等の感があり、特に12月20日未明に起きた沖縄県民の憤激

は、こうしたたび重なる軍政下の主権なき政治のあり方に対する抗議の表現である。

政府は、このような不測の事態を再び惹起させないようにすみやかに沖縄における警察権、裁判権を日本に移譲し、公平なる犯罪審判の制度を確立し、沖縄県民の正当な権利を擁護し、あわせて日本民族の誇りを守るため、米本国並びに米国軍当事者と交渉すべきことを強く要望するものである。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 佐々木 利 雄

内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官
総理府総務長官
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願書として提出する。）

意見案第5号

（新谷市造君外10人提出）
45.12.23 原案可決

栄養改善法等の改正に関する要望意見書

国民の保健衛生の安全と福祉の増進をはかるため、栄養改善法、栄養士法等関係法令の改正を行ない、一定規模以上の集団給食施設に対して管理栄養士または栄養士の必置を義務づけられるよう要望する。

（理由）

- 1 近年、社会構造の変化に伴い急速に給食施設が増加し、国民生活のなかに浸透してきているので、国民の栄養改善と給食に起因する事故防止をはかる見地から、専門の知識を有する給食管理者を置く必要がある。
- 2 現在、栄養改善法第9条の2では管理栄養士及び栄養士の設置は努力規定であるが、必置を義務づけることで、国民の栄養改善及び衛生管理の向上をはかる必要がある。よって、政府におかれては、国民の保健衛生の安全と増進に寄与するため頭書の措置を講ぜられるよう要望するものである。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 佐々木 利 雄

内閣総理大臣
大蔵大臣
厚生大臣
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願書として提出する。）

意見案第6号

（竹内重雄君外10人提出）
45.12.23 原案可決

失業対策制度に関する要望意見書

本道においては、産業経済の実態、雇用事情の実情等から、失業対策事業の就労者を常用化することはきわめて困難な状況にある。

従って、当面本制度を廃止することなく、雇用情勢、就労者の実態あるいは地域の実情等を十分配慮して就労者に不安を与えることのないよう慎重に検討されるよう要望する。

（理由）

本道における雇用失業情勢は、若年労働力、技能労働力を中心に、近年とみに労働力需給の逼迫が進展し、中高年齢者の雇用も年々改善してきているが、高齢者等については、依然求職難の様相を示している。

特に、現行失対事業就労者の実情は、全道9,186名の就労者中60歳以上の者が39.5パーセントを占め、性別でも女子が52.0パーセントとなつている。

また、平均約13年の長期にわたり失対事業に就労し、平均年齢も57.3歳と高齢化が著しい。

このような実情から、これら就労者の民間雇用への復帰は相当困難な面があるので、失対制度の検討に当たっては慎重に配慮の上、実施されるよう要望するものである。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 佐々木 利 雄

内閣総理大臣
大蔵大臣
労働大臣
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願書として提出する。）

意見案第7号

（島田薫君外12人提出）
45.12.23 原案可決

警察施設の整備充実にに関する要望意見書

北海道における警察署、派出所、駐在所施設の整備及びヘリコプターの増強について、格別の措置を講ぜられたい。

（理由）

- 1 北海道における警察署、派出所、駐在所等の庁舎は、昭和29年警察法の改正により、国家地方警察又は自治体警察から引継いだものが大部分で、木造かつすでに耐用年数を経過して老朽化したものが多く、北海道特有の積雪寒冷等の特殊事情もあり早急に整備を要するので、国庫補助の大幅増額について格別の配意を願いたい。

- 2 北海道警察には、昭和38年11月、ヘコプター1機

の配置を受け、今日まで交通の取締り、刑事、防犯等、北海道特有の立地条件下における警察業務の推進に多大の成果を挙げつつあるが、近年におけるモータリゼーションの急激な進展等に伴う犯罪の広域化、スピード化に対処する初動捜査の迅速化と山岳地帯の救助活動等の警察活動のより一層の効率性を確保するため、さらに機数の増強について格別の配意を願いたい。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 佐々木 利 雄

内閣 総理大臣
自治大臣
国家公安委員長
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願書として提出する。）

意見案第8号

（島田薫君外13人提出
45.12.23 原案可決）

陸運行政の改善に関する要望意見書

陸運行政については、地域の実情を勘案し、円滑な推進をはかるため、知事の意見が十分反映するよう措置されるときともに、地方事務官制度についても早急に解消するよう措置せられたい。

（理由）

陸運行政は、地域開発推進にきわめて重要な役割を担うものである。

近時、総合交通体系の確立が強く要望されているにもかかわらず、過密、過疎化現象の進展に対応した陸上交通行政は立遅れの状態にあるので、これらに積極的に対応するためには都道府県と密接な連携をとって執行する必要性が強く望まれている。

よつて、国においては、陸運行政の実態に十分検討を加え、都道府県の実情に即応して実効が期せられよう法令に基づき知事に委任されている権限の委譲などすみやかに改善措置を講ぜられるとともに、地方事務官の身分移管についてもすみやかに措置されるよう強く要望するものである。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 佐々木 利 雄

内閣総理大臣
自治大臣
運輸大臣
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願書として提出する。）

意見案第9号

（石畑久成君外11人提出
45.12.23 原案可決）

食糧事務所の統廃合問題に関する要望意見書

食糧事務所の統廃合が国において検討されているが、このことについて食糧事務所の検査業務の公共性の見地から次のとおり要望する。

記

北海道は、他府県に比し面積が広大であるので、食糧事務所出張所等の統廃合を実施する場合には、地域の実情を十分考慮し、農家が検査を受けるのに不便を生じることのないよう配慮されたい。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 佐々木 利 雄

内閣総理大臣
大蔵大臣
農林大臣
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願書として提出する。）

次の会議案は、第3回定例会において提案されたものである。

会議案第1号

（池島信吉君外37人提出
45.10.23、12.23継続審査）

北海道公害防止条例の一部を改正する条例案

北海道公害防止条例（昭和44年北海道条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条—第5条）」を「^{前文}第1章

総則（第1条—第5条）」に、「第16条）」を「第16条の2）」に、「第24条）」を「第25条）」に、「（第25条・第26条）」を「（第26条—第28条）」に、「（第27条・第28条）」を「（第29条・第30条）」に改める。

第1章の前に前文として次のように加える。

人間の英知は、自然の資源を利用しつつ、文明を創造し、今日の高度な社会を建設してきた。しかし、発展しつつある文明は、また、その過程において自然を破壊し、人間の社会生活をむしろ公害をも発生させた。

公害は、人間の行なう諸活動と産業活動にその発生原因が内在し、その発生原因はすべて防ぎうる基本的性質を持つものである。

公害は、人間の行なう諸活動の存する地域に発生し、特に文明の集中的表現である都市や開発の諸過程及び企業活動に著しく発生している。

われわれ道民は、日本国憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有しているが、公害はこれらの権利を阻害し、かつ、激化拡大の道をたどろうとしている。

よつて、われわれは、道民の健康の保護及び生活環境の保全を妨げるすべての公害を絶滅し、更にこれを未然に防止するために次の原則を宣言する。

1 すべての道民は、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するのであつて、この権利は、公害によつてみだりに侵されてはならない。

1 すべての道民は、他人が健康で安全かつ快適な生活を営む権利を尊重する義務を負うのであつて、その権利を侵す公害の発生原因となるような自然及び生活環境の破壊行為を行なつてはならない。

1 道民の自治組織体である道は、道民の健康で安全かつ快適な生活を営む権利を保障する最大限の義務を負うのであつて、この義務を果たすため、あらゆる手段を尽して公害発生原因の排除並びに公害現象及び公害による被害の防止と絶滅を図らなければならない。

この条例は、以上の諸原則に掲げる目的を達成するように解釈し、運用しなければならない。

第1条中「あわせて産業の健全な発展にも資するため、」を削り、「図り、もつて道民の福祉の向上に寄与すること」を「図ること」に改める。

第2条のうち、第1項中「相当範囲にわたる」を削り、「及び悪臭」を「悪臭等」に改め、第4項中「規制基準」とは」の下に「、第6条の規定により定められる環境の許容基準を維持するため」を加え、同条に次の1項を加える。

5 この条例において「産業廃棄物」とは、工場又は事業場における事業活動に伴つて生ずる汚泥、廃油等の廃棄物であつて、その処理によつて人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのある物質として規則で定めるものをいう。

第3条中「実施するものとする」を「実施するとともに、住民の啓発を図るものとする」に改める。

第4条中「協力するように努めなければならない」を「協力する義務を有する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 事業者は、この条例の規定に違反しない場合においても、そのことを理由として公害の防止について最大限に努力することを怠つてはならない。

第6条の見出し中「〔基本方針〕」を「〔環境の許容基準の設定及び基本方針〕」に改め、同条のうち、第1項中「認められる地域」の下に「又は水域」を、「当該特別地域において」の下に「遵守しなければならない環境の許容基準を定め、」を加え、第2項中「前項の基本方針」を「前項の環境の許容基準を定め、及び基本方針」に改め、「関係市町村長に協議するとともに、」を削り、「きかなければならない。」の下に「この場合、基本方針の策定にあつては、関係市町村長に協議するものとする。」を加え、第3項中「第1項の基本方針」を「第1項の環境の許容基準を定め、及び基本方針」に、「当該基本方針」を「当該環境の許容基準及び基本方針」に改める。

第10条中「勧告することができる」を「勧告しなければならない」に改める。

第14条第2項中「求めることができる」を「求めるものとする」に改める。

第15条のうち、第1項及び第3項中「命ずることができる」を「命ずるものとする」に、第4項中「2年間（騒音に係る場合に於ては、3年間）」を「1年間」に改める。

第3章のうち、第16条中「必要な限度において」を削り、「勧告することができる」を「勧告するものとする」に改め、同条の次に次の1項を加える。

（産業廃棄物の処理等）

第16条の2 事業者は、産業廃棄物の貯蔵又は処理について、自らの責任において公害を発生させないように努めなければならない。

2 前項の産業廃棄物の貯蔵及び処理については、規則で定めるところにより行なわれなければならない。

第17条中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第18条中「行なうように努めるものとする」を「行なうことができる」に改める。

第19条に次の1項を加える。

2 審議会は、必要があると認めるときは、公害防止に関する道の施策について調査審議し、及び知事に意見を具申することができる。

第28条を第30条とし、第27条のうち、第1項中「1年以下」を「2年以下」に、第3項第3号中「第25条」を「第27条」に改め、同条を第29条とし、第7章中第25条及び第26条を2条ずつ繰り下げ、同章に第26条として次の1条を加える。

（公示及び公表）

第26条 知事は、第6条第1項に基づく環境の許容基準を定め、及び基本方針を策定したとき、並びに第13条第1項に基づく規制基準を定めたときは、当該環境の許容基準及び基本方針並びに規制基準を公示しなければならない。

2 知事は、第15条第1項及び第3項に基づく命令を行なうとき、又は同条第2項に基づく届出を受けたときは、すみやかに、その旨を公示しなければならない。

3 知事は、公害防止に係る調査、研究、監視等の結果について、住民の請求があつたときは、これを公表しなければならない。

第6章中第24条の次に次の1条を加える。

（意見の聴取）

第25条 審議会は、必要があると認めるときは、地域住民等利害関係人から意見をきくことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

近時激化の傾向にある公害の現状にかんがみ、道民の健康の保護及び生活環境の保全を妨げるすべての公害を絶滅し、更にこれを未然に防止するための諸原則を宣言するとともに、公害防止対策の一層の強化、充実をはかるため、現行北海道公害防止条例の改正を行なおうとするものである。

議会運営委員会

○12月5日 午後1時40分、議会運営委員会室において開議、午後2時59分散会、委員長 奥野 善造（自民）

- ① 委員長から、会派の異動について、自民党から中松議員が11月14日付け脱退した旨および中松議員から11月25日付け無所属となつた旨の届け出ならびにこれに伴う各会派の議員数（自民党56人、社会党38人、公明党2人、共産党1人、純正無所属1人、民社党1人、無所属1人、欠員5人）について報告。
- ② 事務局長から、会派異動に伴う議席の一部変更について配付の議席表により説明の後、委員長からこれをはかり、異議なくそのように決定。
- ③ 総務部長から、第4回定例会提出予定案件、損害賠償の専決にかかる様式等について説明の後、専決処分の様式については、異議なく部長説明のとおりすることに決定。
- ④ 原委員(社会)から、12日招集と告示の関連、12日を臨時会、14日以降を定例会とする考えについて質疑および意見があり、総務部長から答弁、倉増委員(自民)および塚本委員(社会)から意見の交換があつて、午後2時2分休憩、午後2時36分再開し、休憩中副議長から示された試案（12日を臨時会的性格とする。）に対する各党の打ち合わせ結果について原委員(社会)および倉増委員(自民)から意見があつた後、第4回定例会は12日に招集し、12日は臨時会的性格として競馬問題を審議することに決定、事務局長からスケジュールの説明があり、次回委員会までに検討することとした。
- ⑤ 岡田(義)委員(社会)から、給与案件の提案見通しについて質疑および意見があり、総務部長から答弁、副議長および原委員(社会)から意見があり、委員長から、14日に提案できるよう努力方要請。
- ⑥ 会派の異動に伴い今回独立した無所属議員に対する一般質問の発言時間の割り当てについて、44年7月9日決定に基づき8分とすることに決定。
- ⑦ 委員長から、元道議会議員四十栄助三郎君の逝去（10月20日）について報告。
- ⑧ 事務局長から、議場の撮影用照明について説明。
- ⑨ 委員長から、中松議員(無)の公害対策特別委員の辞任許可について報告、補欠委員については、自民党申し出のとおり大内議員を選任することに決定。
- ⑩ 事務局長から、新たに無所属となつた議員の控え室の割り当てについて説明、異議なくこれを了承。
- ⑪ 原委員(社会)から、各委員会付託の請願、陳情の審

議促進および請願、陳情者の取り扱い

について意見があり、委員長から応答、倉増委員(自民)、原委員(社会)および岡田(義)委員(社会)から意見の交換があり、議長および委員長から応答。

○12月11日 午後3時58分、議会運営委員会室において開議、午後4時8分散会、委員長 奥野 善造 (自民)

- ① 委員長から、会派の異動について、社会党から村本(三)議員が12月11日付け脱退した旨および村本(三)議員から同日付け無所属となつた旨の届け出ならびにこれに伴う各会派の議員数(自民党56人、社会党37人、公明党2人、共産党1人、純正無所属1人、民社党1人、無所属2人、欠員5人)について報告。
- ② 事務局長から、会派の異動に伴う議席の一部変更について配付の議席表により説明の後、委員長からこれをはかつて、異議なくそのように決定。
- ③ 総務部次長(上口)から、第4回定例会提出予定案件について説明。
- ④ 第4回定例会の会期は12月12日から23日までの12日間、スケジュールは配付の日程案(12日本会議、13日休日、14日提案説明、15日休会、16日代表および一般質問、17日一般質問、予算特別委設置、18日から22日まで休会、23日本会議)のとおりとすることに決定。
- ⑤ 会派の異動に伴い今回独立した無所属議員に対する一般質問の発言時間の割り当てについて、前回の委員会における扱いと同様、8分とすることに決定。
- ⑥ 委員長から、村本(三)議員(無)の札幌オリンピック冬季大会特別委員の辞任許可について報告、補欠委員については、社会党申し出のとおり塚本議員を選任することに決定。
- ⑦ 事務局長から、新たに無所属となつた議員の控え室の割り当てについて説明、異議なくこれを了承。
- ⑧ 代表および一般質問の通告期限は12月14日正午までとすることに決定。
- ⑨ 予算および決算特別委員会の設置動議は社会党提出、委員構成は、予算特別委17人(自民10人、社会7人)、決算特別委24人(自民14人、社会10人)とし、予算特別委員長は社会党、同副委員長は自民党、決算特別委員長は自民党、同副委員長は社会党、なお、委員名簿の提出は10月16日までとすることを確認。
- ⑩ 競馬関係に関し、議会の権威保持に関する決議案について、理事会に一任することに決定。

○12月12日 午後4時25分、議会運営委員会室において開議、午後8時33分散会、委員長 奥野 善造 (自民)

- ① 本日の本会議の議事は、日程第1議席の一部変更の

件を議題とし、議員の所属会派の異動による議席の一部変更を決定の後、日程第2会議録署名議員の指定を行ない、諸般の報告の後、議長から元道議会議員四十栄助三郎君(10月28日)の逝去報告、つぎに日程第3会期決定の件を議題とし、12月12日から23日まで12日間を決定の後、日程第4特別委員の補欠選任の件を議題とし、公害対策特別委員に大内議員(自民)、札幌オリンピック冬季大会特別委員に塚本議員(社会)をそれぞれ補欠選任して一たん休憩、競馬関係の決議案については追加日程とする、以上の順序にて進めることに決定。

- ② 塚本委員(社会)および原委員(社会)から、競馬関係決議案に対する検討の進行状態と見通しについて意見があり、委員長から応答。
- ③ 原委員(社会)から、教育庁関係の団体交渉の状況と給与関係議案の提出の見通しについて質疑があり、総務部長から答弁があつて、午後4時32分休憩、午後8時28分再開。
- ④ 議長から、中松議員から道議会の権威を著しく失墜したことに對する反省の申し出があつた旨を報告。
- ⑤ 議会の権威保持に関する決議について、案文は理事会協議のとおりとし、議運委員提出とすることに決定。
- ⑥ 再開後の議事は、諸般の報告の後、日程に追加して、決議案第1号(議会の権威保持に関する決議)および決議案第2号(北海道管競馬改善に関する決議)を順次議題とし、提出者の説明および委員会付託を省略して、起立採決、ついで、日程に追加して、意見案第1号ないし第3号を議題とし簡易採決を行なう、以上の順序にて進めることに決定。

○12月14日 午前11時32分、議会運営委員会室において開議、午前11時38分散会、委員長 奥野 善造 (自民)

- ① 総務部次長(上口)から、給与関係議案について説明。
- ② 一般質問の順位については、理事会に一任することに決定。
- ③ 本日の本会議の議事は、日程第1議案第1号ないし第43号および報告第1号ないし第4号を議題とし、知事から提案説明の後、議案調査のため12月15日1日間を休会、16日再開することに決定して散会する、以上の順序にて進めることに決定。

○12月16日 午前10時53分、議会運営委員会室において開議、午前10時58分散会、委員長 奥野 善造 (自民)

- ① 諸派に対する一般質問の発言時間について「暦年最

終の議会において諸派の一般質問に残時間がある場合に限り、その時間を含め、5分を限度として、協議のうえこれを認めることができる」旨決定。

- ② 岡田(義)委員(社会)から、三井上砂川炭鉱爆発事故に関し、緊急質問の形で代表質問に折り込んで質問したい旨発言があり、異議なくこれを了承。
- ③ 本日の本会議の議事は、日程第1議案第1号ないし第43号および報告第1号ないし第4号を議題とし、代表質問2人、一般質問1人を行なうことに決定。

○12月17日 午前10時36分、議会運営委員会室において開議、午前10時40分散会、委員長 奥野 善造 (自民)

- ① 議案の各委員会付託を事務局長説明のとおりとし、各委員会付託議案審査のため12月18日から22日まで5日間休会し、23日再開することに決定。
- ② 質問通告の一部訂正を了承。
- ③ 本日の本会議の議事は、日程第1一般質問の続行で5人を行ない、終わって予算および決算特別委員会の設置および議案の各委員会付託を行ない、各委員会付託議案審査のため12月18日から22日まで5日間休会し、23日再開することに決定して散会する、以上の順序にて進めることに決定。

○12月23日 午前11時20分、議会運営委員会室において開議、午前11時25分散会、委員長 奥野 善造 (自民)

- ① 委員長から、各委員会付託議案の審査状況について報告。
- ② 委員長から、徳中議員(自民)の決算特別委員の辞任許可について報告、補欠委員については、自民党申し出のとおり川口議員を選任することに決定。
- ③ 本日の本会議の議事は、諸般の報告の後、日程第1決算特別委員補欠選任の件を議題とし、徳中議員(自民)の辞任許可に伴い川口議員(自民)を補欠選任する、つぎに日程第2議案第1号ないし第11号、第27号ないし第43号および報告第1号を議題とし、予算特別委員長報告の後、議案第1号ないし第11号および第27号ないし第43号は起立採決、報告第1号は簡易採決、ついで日程第3議案第12号ないし第26号、報告第2号および第3号を議題とし、総務、厚生、農地開拓、水産、建設および文教林務の各委員長報告の後、議案第16号、第17号、第19号および第24号は起立採決、残余の議案および報告は簡易採決、つぎに日程第4意見案第4号ないし第9号を議題とし、提出者の説明および委員会付託を省略して、意見案第7号は起立採決、残余の意見案は簡易採決を行なう、ついで、日程第5請願、陳情審査の件を議題とし、委員長報告を省略の後、請願

第277号、第306号、第307号および第359号ならびに陳情第176号、第177号および第180号は、すでに同一議案が議決されているので、議決を要しないものと認め日程から削除し、請願第309号については起立採決、残余の請願、陳情については、いずれも委員会決定のとおり決したあと、日程第6陳情第185号(ホクレン中斜里工場廃水浸透池造成に伴う国有保安林活用の件)を公害対策特別委員会に付託のうえ、閉会中継続審査に付することに決定し、ついで、会議案第1号および報告第4号について、いずれも委員長申し出のとおり閉会中継続審査に付し、最後に、閉会中請願、陳情審査および事務調査の件を委員長申し出のとおり決定し、議長から閉会のあいさつを行なつて閉会する、以上の順序にて進めることに決定。

常任委員会

総務委員会

○12月4日 午前11時36分、第5委員会室において開議、午後2時10分散会、委員長 島田 薫(自民)
開議にさきだち樹谷道警察本部長および阪本道警備部長から就任のあいさつがあった。

請願、陳情の審査

請 願

第73号 在宅投票制度復活要求の件 (保留)

第309号 北海道議会議員の選挙公報発行の件 (保留)

陳 情

第176号 共和村に町制施行の件 (採択)

第177号 別海村に町制施行の件 (採択)

第180号 上川郡東鷹栖町を廃し、旭川市に編入することの件 (採択)

一 般 議 事

- ① 池島委員(社会)および委員長から、公務員の寒冷地手当改善要請に関する中央折衝の経過について報告、異議なくこれを了承。
- ② 委員長から、11月21日挙行の恵庭市市制施行記念式典に委員長と村本(三)委員が出席した旨を報告、異議なくこれを了承。
- ③ 福島委員(自民)から、さきに実施した共和村の町制施行に関する現地調査の経過について、佐藤(幹)委員(自民)から、さきに実施した上川郡東鷹栖町を廃し、旭川市に編入することの件に関する現地調査の経過について、それぞれ報告書により報告、異議なくこれを了承。
- ④ 企画部長から、昭和45年度国勢調査結果の概要について説明の後、
村本(政)委員(社会)から、国勢調査の結果に関連し、開発計画の遅延要因との関連および2期計画に誤まりの有無、3期計画を区分して推移なり計画を見直す必要性および年次別の人口増加を想定する必要性ならびにその過程において開発計画白書の作成方について質疑、意見および要望があり、企画部長から答弁。
- ⑤ 道警防犯部長から、昭和45年度歳末取り締まり実施計画について説明を聴取。
- ⑥ 人事委員会事務局長から、給与に関する報告および勧告の概要について説明の後、
池島委員(社会)から、道職員と府県職員との給与比較のデータの有無および資料の提出方、生活に必要な

面など実質的な給与に対する配慮の有無、住宅手当に関し、本道の住宅事情に対する考え方と国家公務員と同じ勧告をしたことに対する見解

等について質疑、意見、要求および要望があり、人事委員会事務局長から答弁。

- ⑦ 井口委員(社会)から、郵便物の滞貨の深刻化に関連し、道として郵政当局に対し危機打開について働きかける必要と考え方、道民の立場に立つて紛争の解決に努力方、

村本(政)委員(社会)から、札幌市内の交通渋滞に関連し、交通規制の状況および緊急に措置方

について質疑、意見および要望があり、総務部長および道警総務部長から答弁。

本日聴取した陳情

クマ基地閉鎖に伴う跡地利用について

千歳市議会副議長

○12月11日 午後零時7分、第5委員会室において開議、午後零時38分散会、委員長 島田 薫(自民)

一 般 議 事

- ① 委員長から、北海道営競馬の運営に関し、農務委員長から連合審査会を本日午後1時から開催したい旨の申し入れがあり、本委員会としても関連があるので、これに応ずることにしたい旨をはかり、異議なくそのことに決定。
- ② 総務部長および総務部次長(上口)から、第4回定例会提出予定案件について説明。
- ③ 委員長から、歳末取り締まり状況に関する調査の実施については、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等については、委員長に一任することとした。
- ④ 年末、年始における郵便物の遅配解消に関する要望意見書について、本委員会の委員全員をもつて意見案を提出したい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

○12月14日 午前11時19分、第5委員会室において開議、午前11時25分散会、委員長 島田 薫(自民)

一 般 議 事

総務部次長(上口)から、第4回定例会追加提出予定の給与関係案件について説明を聴取。

○12月22日 午後1時18分、第5委員会室において開議、午後2時31分散会、委員長 島田 薫(自民)

付託案件の審査

- ① 議案第12号(北海道議会議員の選挙区の合区に関す

る条例案)および議案第14号(北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例案)を順次議題とし、総務部長からそれぞれ説明の後、異議なくいずれも原案のとおり可決することに決定。

- ② 議案第20号(風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例案)を議題とし、道警防犯部長から説明の後、

井口委員(社会)から、規制の対象基準に対する考え、規制する根拠

について質疑があり、道警防犯部長から答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定。

- ③ 議案第22号(岩内郡共和村を共和町とするの件)、議案第23号(野付郡別海村を別海町とするの件)および議案第24号(上川郡東鷹栖町を廃し、その区域を旭川市に編入するの件)を順次議題とし、総務部長からそれぞれ説明の後、異議なくいずれも原案のとおり可決することに決定。

- ④ 議案第26号(損害賠償の額の決定に関する件)を議題とし、道警警務部長から説明の後、

村本(政)委員(社会)から、本年における警察関係の交通事故件数、交通事故に伴う損害賠償事案についての事件内容および経過等に関する資料の提出方、

井口委員(社会)から、昭和41年の交通事故による損害賠償がいままで遅延した理由、職員に対する指導の徹底方

等について質疑、意見および要望があり、道警総務部長から答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定、付託案件に対する委員長報告については、委員長に一任することとした。

請願、陳情の審査

請 願

第 73 号 在宅投票制度復活要求の件 (採択)

第 309 号 北海道議会議員の選挙公報発行の件
(不採択)

なお、残余の請願、陳情について、今後付託されるものを含め、閉会中継続審査の扱いとすることについては、異議なくそのことに決定。

一 般 議 事

- ① 地方行財政制度に対する対策の件はか2件について、閉会中継続調査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。
- ② 総務部長から、昭和46年度の国の予算編成日程等に関し説明を聴取。
- ③ 委員長から、昭和46年度の国の予算編成にかかる開発関係予算に関する中央折衝の実施については、

異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等については、委員長に一任することとした。

- ④ 警察施設の整備充実に関する件および陸運行政の改善に関する件について、配付の要望意見案のとおり本委員会の委員全員をもつて発議することをはかり、異議なくそのことに決定。

- ⑤ 村本(政)委員(社会)から、立候補予定者に対し道の幹部職員の便宜供与の事実の了解およびこれに対する考え方、交通渋滞に関連し、道警における今後10年なり5年後の交通事情の見通し、交通警察官の配置に対する考え方、交通巡視員の欠員補充の時期および本年の採用者が少なかつた理由、交通災害の減少をはかるための学校側との連絡状況および横断歩道の危険性に対する徹底的指導方、運転者の技術習得に対する指導方、池島委員(社会)から、ハイヤー、タクシー業界に労働基準法違反が多い理由、国道12号線中市街地部分について全面的に右折禁止をする考え、交通信号機の自動装置について通行人に対するPRの必要性、交通関係の使用人と労働者の話し合いの実現方等について質疑、意見および要望があり、総務部長および道警交通部長から答弁。

厚生委員会

○12月3日 午前11時20分、第9委員会室において開議、午後零時20分散会、委員長 新谷 市造(自民)

請願、陳情の審査

請 願

第 334 号 夏期手当制度化の件 (保留)

第 339 号 道立江差病院を入院助産病院に指定の件
(保留)

陳 情

第 89 号 生活保護世帯の自立更生対策の件
(保留)

第 154 号 入院助産施設を江差町に早期設置の件
(採択)

一 般 議 事

委員長から、さきに実施した妊産婦乳幼児に対する栄養食品の支給範囲拡大および社会福祉施設の緊急整備に関する中央折衝の経過について報告書により報告、異議なくこれを了承。

○12月22日 午後零時25分、第9委員会室において開議、午後零時32分散会、委員長事故のため副委員長 西尾 六七(自民)

付託案件の審査

議案第13号（北海道立看護学院条例案）および議案第15号（北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例案）を順次議題とし、衛生部長からそれぞれ説明の後、異議なくいずれも原案のとおり可決することに決定、付託案件に対する委員長報告については、委員長に一任することとした。

一般議事

- ① 請願、陳情については、今後付託されるものを含め、閉会中継続審査の扱いとすることおよび社会福祉施設整備拡充の件ほか1件について閉会中継続調査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。
- ② 大石委員(社会)から、栄養改善法等の改正の必要性および本委員会全員の発議により要望意見書の取りはからい方について意見があり、副委員長から、これをはかつて異議なくそのことに決定、案文については、委員長に一任することとした。
- ③ 副委員長から、昭和46年度開発予算に関する中央折衝の実施については、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等については委員長に一任することとした。

商工労働委員会

○12月5日 午前11時3分、第2委員会室において開議、
午前11時12分散会、委員長 竹内 重雄(社会)

一般議事

委員長から、さきに実施した駐留軍従業員の離職対策に関する中央折衝の経過について報告書により報告、異議なくこれを了承、関連して、労働部長から、千歳駐留軍従業員の離職問題に関するその後の状況について説明を聴取。

○12月22日 午後1時54分、第2委員会室において開議、
午後2時8分散会、委員長 竹内 重雄(社会)

請願、陳情の審査

請願

第346号 失業対策事業制度の存続と改善の件

(採択)

なお、残余の請願、陳情については、今後付託されるものも含め、いずれも閉会中継続審査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。

一般議事

- ① 企業局長から、岩尾内発電所の発電開始の状況につ

いて説明。

- ② 企業局長、商工部長および労働部長から、昭和46年度国費予算に関する要望事項について説明を聴取。
- ③ 委員長から、昭和46年度国費予算に関する中央折衝の実施については、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程については、委員長に一任することとした。
- ④ 失業対策制度に関する要望意見書の発議については、異議なくそのことに決定、案文作成については、理事会に一任することとした。
- ⑤ 中小企業振興対策の件ほか2件について、閉会中継続調査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。

農務委員会

○12月4日 午後3時53分、第7委員会室において開議、
午後5時10分散会、委員長 石畑 久成(自民)

一般議事

- ① 農務部長から、道営競馬の改善方策について北海道地方競馬運営委員会に対して諮問した内容等について説明の後、小堀委員(社会)から、本問題について本委員会と総務委員会との連合審査の取りはからい方について発言、委員長からこれをはかり、異議なくそのことに決定。

- ② 三上委員(自民)から、抗生物質による牛乳汚染に関し、ミルカー等の使用による乳房炎の発生防止等適確な指導体制の確立に対する考え方、

大方委員(社会)から、牛乳汚染に関し、牛乳のあきかん等を使用する洗浄剤および家畜飼料等の添加物による影響の有無、米の生産調整に関し、農林省の見解に対する道の対処方針、地域分担等の割り当てに対する考え方および国に対する対応策を早急に決める必要性、土地の価格に関し、土地価格の下落に対する見解、転作希望者の職業訓練に対する十分な対応策等について質疑、意見および要望があり、農務部長および家畜衛生監から答弁。

本日聴取した陳情

養豚振興について

胆振地区養豚会議会長

○12月22日 午後1時55分、第7委員会室において開議、
午後3時10分散会、委員長 石畑 久成(自民)

一般議事

- ① 委員長から、請願第134号（大規模牧野の施設改善並びに事故牛に対する損害補償の件）、第303号（農業関係制度資金返済延期の件）、第323号（融雪促進対策に関する件）、第324号（豪雪災害緊急対策に関する件）および第332号（北海道動物検疫所設置の件）については、12月5日付けをもつて取り下げ願いの提出があった旨を報告、ついで残余の請願、陳情について、今後付託予定のものを含め、閉会中継続審査の扱いとすることについてはかり、異議なくそのことに決定。
- ② 寒地農業確立に関する件について、閉会中継続調査の扱いとすることについてはかり、異議なくそのことに決定。
- ③ 農務部長から、昭和46年度農林省予算主要項目および昭和46年度米生産調整対策国費予算の関連要望の概要について説明の後、
笠井委員(社会)から、価格と消流対策に対する具体的な考え方、
大方委員(社会)から、ブタ、ニワトリ等の飼料価格に対する考え方および安定策に対する見解等について質疑および意見があり、農務部長から答弁。
- ④ 委員長から、昭和46年度国費予算要望に関する中央折衝の実施についてはかり、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等については、委員長に一任することとした。
- ⑤ 農務部長から、国富周辺地区の環境汚染調査結果について説明の後、
大方委員(社会)から、現実に汚染米がでていることに対する見解およびタマゴ、牛乳等に対する関連、十分な調査、対処方、
新村委員(社会)から、行政上の立場からの対処方、
笠井委員(社会)から、現地農家の来年からの営農指導対策の必要性、本問題発生と同時に委員会として現地調査等を実施しなかつた具体的理由等について質疑、意見および要望があり、農務部長から答弁、委員長から応答。
- ⑥ 委員長から、食糧事務所の統廃合問題について本委員会全員の発議による要望意見書を提出することについてはかり、異議なくそのことに決定、案文については、委員長に一任することとした。

農務、総務委員会連合審査会

○12月11日 午後3時17分、第1委員会室において開議、
午後6時12分散会、農務委員長 石畑 久成（自民）

- ① 農務委員長から、連合審査会の運営について、主管

の委員長が行なう旨を述べ、ついで連合審査会の進め方について説明があり、異議なくこれを了承。

- ② 農務部長から、道営競馬の改善措置について説明を聴取の後、自民、社会両党の改善案聴取のため午後3時32分休憩、(休憩中、五十嵐議員(自民)および湯田議員(社会)から、両党小委員会における道営競馬の改善対策案についてそれぞれ説明。)、午後3時52分再開し、質疑に入り、

野村委員(公明)から、道営競馬を継続する方針の有無、競馬による悪影響と事故発生の現状および改善措置によつてこれを絶滅する可能性、未成年者の馬券購入阻止の具体策、善良な道民の勤労意欲対策、

村本(政)委員(社会)から、41年の不祥事件以来現在までの具体的改善策の明示方、競馬のギャンブル性と不正発生に対する当面の排除策および排除の対象、馬主に対する徹底的指導および馬主の馬券購入の検討の必要性、暴力の介入に対する警察当局の対処策、競馬協力会職員に対する考え方、継続して不祥事件が発生した場合の競馬存廃に対する考え方、収益を競馬場施設、賞金等に向ける考え、

五十嵐委員(自民)から、馬券購入の制限内容、

小堀委員(社会)から、馬券発売制限について農林省が応じない場合の道の基本的姿勢、馬券発売を制限することの根拠、馬丁の資格、

池島委員(社会)から、発売制限に関連し、低額とすることの考え、騎手の年齢制限に対する考え方、収益の社会福祉等への比率が低いことに対し予算編成に当たつての考え方、馬券発売制限に伴うノミ行為等の多発するおそれの有無、協力会を法人格の団体する必要性等について質疑、意見および要望があり、農務部長、総務部長および道警防犯部長から答弁、

笠井委員(社会)から、理事会においてその取り扱いを協議されたい旨の議事進行発言があり、午後5時42分休憩、午後6時11分再開、農務委員長から、道営競馬運営改善に関する理事会協議の結果、道営競馬の適正な運営をはかるため、本連合審査委員会の委員をもつて改善決議案を提出することをはかり、異議なくそのことに決定、案文については、委員長に一任することとした。

○12月12日 午後7時17分、第1委員会室において開議、
午後7時18分散会、農務委員長 石畑 久成（自民）

- ① 農務委員長から、道営競馬の改善に関する決議案について理事会において協議した結果、配付の決議案のとおり決定した旨を報告、これをはかつて異議なくそのことに決定。
- ② 農務、総務委員会連合審査会を終了することについて

てはかり、異議なくそのことに決定。

定案件について説明を聴取。

建設委員会

○12月4日 午前11時35分、第4委員会室において開議、
午前11時59分散会、委員長 渡辺 省一(自民)

請願、陳情の審査

請 願

第234号 道道西野白石線挾巾反対の件

(取り下げ)

第306号 主要道道倶知安喜茂別線(開発道路)改良工事に伴う旧道の移管の件 (採択)

第307号 喜茂別町道鈴川大滝線を道道に認定の件 (採択)

第327号 北海道街路樹対策の件 (採択)

第343号 羅臼町道羅臼、相泊線を道道に認定の件 (採択)

第359号 知内町道重内、湯の里線を道道に認定の件 (採択)

陳 情

第166号 道道札幌、沼田線東苗穂踏切に人道橋または地下歩道設置の件 (採択)

一 般 議 事

- ① 委員長から、さきに実施した住宅団地造成事業調査ならびに全国道路利用者大会の概要について、報告書により報告、異議なくこれを了承。
- ② 土木部長から、千歳恵庭圏の市街化区域および市街化調整区域の素案について説明の後、伊藤(弘)委員(自民)から、素案では滑走路から千メートル離して市街化区域を設定したことに対する考え方等について質疑、意見および要望があり、土木部長から答弁。
- ③ 土木部長から、昭和46年度北海道開発予算の編成見通しについて説明を聴取。

本日聴取した陳情

発寒川堤防敷地内の使用权ならびに建造物の取り消しおよび除去について

札幌市南発寒第一町内会会長

○12月11日 午後2時34分、第4委員会室において開議、
午後2時43分散会、正副委員長事故のため臨時委員長 高橋 源次郎(自民)

一 般 議 事

土木部長および建築部長から、第4回定例会提出予

○12月22日 午後1時26分、第4委員会室において開議、
午後2時1分散会、委員長事故のため副委員長 作田 政次(自民)

付託案件の審査

- ① 議案第19号(北海道公営住宅条例の一部を改正する条例案)を議題とし、建築部長から説明の後、渡部(勇)委員(社会)から、現在の高額所得の程度と政令による基準額および公営住宅の入居基準による所得制限との関連、現行入居基準による所得制限の設定時期および賃金水準からみた妥当性、町村の公営住宅入居状況の実態調査の有無、道職員の場合大学卒で公営住宅入居の可能性、入居基準の十分な検討方について質疑、意見および要望があり、建築部長から答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定。
- ② 議案第25号(北海道道の路線の認定、廃止及び変更に関する件)を議題とし、土木部長から説明の後、異議なく原案のとおり可決することに決定。
- ③ 報告第2号および第3号(専決処分報告につき承認を求める件)を一括議題とし、建築部長から説明の後、異議なく原案のとおり承認議決とすることに決定、付託案件に対する委員長報告については、委員長に一任することとした。

一 般 議 事

- ① 請願、陳情について、今後付託されるものを含め、閉会中継続審査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。
- ② 地方道整備促進の件はか3件について、閉会中継続調査の扱いとすることについてはかり、異議なくそのことに決定。
- ③ 昭和46年度北海道開発予算に関する中央折衝の実施についてはかり、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等については、委員長に一任することとした。
- ④ 建築部長から、札幌オリンピック冬季大会報道員宿舎のための住宅について説明を聴取。

農地開拓委員会

○12月3日 午前11時40分、第3委員会室において開議、
午後零時30分散会、委員長事故のため副委員長 岡田 千代蔵(自民)

一 般 議 事

- ① 委員長から、さきに実施した開拓者負債整理対策における特例自作農維持資金に関する中央折衝の経過に

ついて報告書により報告、異議なくこれを了承、関連して、農地開拓部長から、中央の情勢等について説明。

- ② 影山委員(社会)から、大滝村清原地区における離農あと地に関し、観光、ゴルフ業者等の動向および公共的事業体による農業経営の考え方ならびにその後における土地処理に対する部長の考え方、大滝村の農民のため国および農業開発公社等で利用することの検討方、他町村の農家集団による経営の予測および大滝村開協の負債残額の整理方針、

津川委員(民社)から、土地改良事業に関し、本年度における事業の進捗状況および明年度における国費予算の見通し、明年度における休耕補償費に関する現在の情勢、政府が作成予定の農業地図に対する道の対処方針

等について質疑、意見および要望があり、農地開拓部長から答弁。

- 12月22日 午後1時6分、第3委員会室において開議、
午後1時26分散会、委員長 道下 美作(社会)

付託案件の審査

- ① 議案第16号(国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例案)を議題とし、農地開拓部長から説明の後、

影山委員(社会)から、国営土地改良事業の国の負担率引き下げに関連し、北海道の補助率特例措置の後退、を道自らが認めたことについての見解、地元負担金を昭和45年7月14日にさかのぼって適用することの理由について質疑があり、農地開拓部長から答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定。

- ② 議案第17号(北海道営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案)を議題とし、農地開拓部長から説明の後、

影山委員(社会)から、知事が指定する開田に伴う分担金を徴収する対象事業および分担金の額の算定方法、団体営土地改良事業の開田に対する取り扱い方法について質疑があり、農地開拓部長から答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定、付託案件に対する委員長報告については、委員長に一任することとした。

一般議事

- ① 昭和46年度国費予算にかかる中央折衝の実施については、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等については、委員長に一任することとした。

- ② 請願、陳情について、今後付託されるものを含め、閉会中継続審査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定、なお、請願第176号(造田に対する

非補助融資の件)については請願者から取り下げ願いの提出があり、12月16日付託の取り消しを行なつた旨を報告。

- ③ 農地開拓事業推進の件はか1件について、閉会中継続調査の扱いとすることについては、異議なくそのことに決定。

水産委員会

- 12月3日 午前11時25分、議会運営委員会室において水産業協同組合組織運営に関する小委員会を開議、午後零時57分散会、小委員長 佐々木 豊(自民)

水産部長および漁政課長から、漁連の新執行方針および水協法の一部改正に関する水産庁メモについて説明、本件に関し検討のため午後零時7分休憩、午後零時55分再開、

武藤委員(社会)から、水産庁メモに関し、メモの問題点、北海道の意見、業界の意見、現行規定と改正意見の比較等を一覧表とした資料の提出方を要求。

- 12月4日 午前11時28分、議会運営委員会室において水産業協同組合組織運営に関する小委員会を開議、午後零時56分散会、小委員長 佐々木 豊(自民)

小委員長から、昨3日要求の水協法に関する資料が提出された旨を報告、水協法改正に関する要望意見の原案作成および8項目の検討事項と基本方針との関連等についての本委員会に対する中間報告について検討のため午前11時29分休憩、午後零時54分再開、休憩中検討の結果、漁連の経営基本方針中、1の意思決定機関に(3)として総代会制の採用を早急に実現すること、2の執行体制の強化に(5)として主たる役員は常勤有給制の方向で検討すべきであるとの項目を追加すること、ならびに陳情第179号(道漁連役員の同会不当運営の件)については、なお継続して審査したい旨を加えて本委員会に対する中間報告とすることについては、異議なくそのことに決定。

- 12月4日 午後1時49分、第6委員会室において開議、午後3時7分散会、委員長 大内 三治(自民)

一般議事

- ① 委員長から、安全操業問題に関する中央折衝の経過について報告、異議なくこれを了承。

- ② 水産部長から、明翔丸のソ連警備艇による衝突事件の概要について説明の後、

松浦委員(自民)から、委員会として早期釈放のためソ連領事館に要請方意見があり、委員長からこれをはかつて異議なくそのことに決定。

- ③ 佐々木小委員長(自民)から、小委員会における審議の経過および一応の結論として「水産委員会指摘事項と経営基本方針」により報告があり、異議なくこれを了承。
- ④ 水産部長から、水協法改正の問題について説明を聴取の後、本件に関する要望意見書の案文を小委員会において作成することについてはかり、異議なくそのことに決定。
- ⑤ 木南委員(共産)から、日本軽金属株式会社の赤泥海中投棄に関し、会社との折衝経過、今後の検討および研究方等について質疑および要望があり、水産部長から答弁。

○12月4日 午後5時10分、議会運営委員会室において水産業協同組合組織運営に関する小委員会を開議、午後5時13分散会、小委員長 佐々木 豊(自民)

小委員長から、水産業協同組合法改正に関する要望意見書について、配付の案文のとおり本委員会に提出することをはかり、異議なくそのことに決定。

○12月12日 午後2時15分、第6委員会室において開議、午後2時17分散会、委員長 大内 三治(自民)

一般議事

- ① 「水産業協同組合法改正に関する要望意見書」および「水産物の輸入自由化に関する要望意見書」の発議についてはかり、異議なくそのことに決定。
- ② 水協法改正および水産物自由化に関する要望のための中央折衝の実施についてはかり、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等については、委員長に一任することとした。

○12月22日 午後1時2分、第6委員会室において開議、午後1時38分散会、委員長 大内 三治(自民)

付託案件の審査

議案第18号(北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例案)を議題とし、水産部長から説明の後、異議なく原案のとおり可決することに決定、委員長報告については、委員長に一任することとした。

一般議事

- ① 委員長から、さきに実施した水産業協同組合法の改正および水産物の輸入自由化ならびに船員法の改正に

関する中央折衝の経過について報告書により報告、異議なくこれを了承。

- ② 請願、陳情について、閉会中継統審査の扱いとすることおよび沿岸漁家振興対策の件を閉会中継統調査の扱いとすることについてはかり、異議なくそのことに決定。
- ③ 水産部長から、昭和46年度水産関係主要国費予算要求の概要について説明。
- ④ 委員長から、46年度国費予算に関する中央折衝の実施についてはかり、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等については、委員長に一任することとした。
- ⑤ 水産部長から、船員法の改正に関し小型さけ、ます流し網漁業、船主、乗組み員の関係、明翔丸事件のその後の経過について説明。

文教林務委員会

○12月4日 午前11時40分、第10委員会室において開議、午後3時25分散会、委員長事故のため副委員長 東 典俊(自民)

一般議事

- ① 教育長から、昭和46年度公立高等学校適正配置計画について説明の後、

原委員(社会)から、帯広三条高校の学科転換に対する地元の了解の有無、白糠高校の間口減が全日制の案から定時制に切り変わつたいきさつ、地元の了解の判断の基礎、間口減に関する高校側の意向反映に対する見解、今回の間口減の定時制偏重と勤労青少年教育に対する考え方と設置者に対する指導の考え方、大学区制について再検討の必要性、学科転換に対する考え方、私立校の間口に対する道としての指導方針、公立高等学校の間口減に対する地元の不安に対する教育長の見解等、

新川委員(社会)から、昭和46年度の適正配置計画について本日結論を得る必要性和期間的余裕の有無等について質疑および意見があり、教育長、財務課長および学事課長から答弁、議事進行の都合により午後零時45分休憩、午後2時40分再開し、

原委員(社会)から、今後の定時制教育のあり方について検討方、大学区制の問題に対する真剣な取り組み方、今後全入学の方向で公立、私立の協議検討方、

新川委員(社会)から、間口減についてはなお地元との了解を深めることについて委員長から要請方について意見および要望があり、副委員長から教育長に要請。

- ② 学事課長から、岩見沢市所在平島学園のその後における経過について説明の後、

原委員(社会)から、平島学園に対する補助金の交付および職員給与の見通し、補助金の使途に対する条件、

青木委員(社会)から、学校法人の指導に関連し、放漫経営が野放しとなっていることの見解、平島学園の監査の未執行と決算書の未作成の事実に対する見解、私立高等学校振興協会の責任の有無、現時点において解散命令の強行措置を講ずる意思、

高橋(辰)委員(自民)から、平島学園の再建に対し、明年以降の進学率からみた十分なる指導方、

湯田委員(社会)から、帯広大谷学園の紛争に関連し、経営者の教育についての姿勢に対する見解等について質疑、意見および要望があり、学事課長から答弁。

本日聴取した陳情

美国高等学校入学募集停止反対について

積丹町議会議長

北檜山高等学校間口削減反対について

北檜山町 浅井 秀夫

赤平東高等学校間口削減反対について

赤平市長

○12月17日 午後4時30分、第10委員会室において開議、
午後4時35分散会、委員長 高田 治郎(社会)

付託案件の審査

議案第21号(北海道立学校設置条例の一部を改正する条例案)を議題とし、教育長から説明の後、異議なく原案のとおり可決することに決定、付託案件に対する委員長報告については、委員長に一任することとした。

一般議事

- ① 委員長から、昭和46年度公立高等学校適正配置第2次計画について、教育委員会において配付のとおり決定した旨を報告。
- ② 昭和46年度国費予算にかかる中央折衝の実施については、異議なくそのことに決定、日程および派遣委員については、委員長に一任することとした。
- ③ 請願、陳情について、今後付託予定のものを含め、閉会中継続審査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定、なお、請願第348号(蜜源保護育成の件)は取り下げがあつた旨を報告。
- ④ 学校教育ならびに学校施設設備の整備促進の件は、1件について、閉会中継続調査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○12月3日 午後2時11分、第8委員会室において開議、午後3時31分散会、委員長 天谷 平信(自民)

- ① 企画部長から、昭和46年度開発予算に関する中央情勢と昭和45年国勢調査結果の概要について説明の後、

影山委員(社会)から国勢調査に関連し、ここ数年の人口減少の傾向から、3期計画の目標年次600万人達成の見通し、道外への人口流出特に若年層の流出にかんがみ、3期計画における就業人口計画を練り直す必要性、過疎条例の制定に対するその後の検討内容、道内就業人口、年齢、性別人口の統計の明示方、総合開発庁の設置構想に対する道としての考え方、

西村委員(自民)から、過疎防止のための企業誘致に対する考え方、3期計画における広域生活圏構想の対策とスケジュールの考え方、本道にける過密都市の実態

高橋(辰)委員(自民)から、若年層の道外流出防止のため商工業者の合理化、近代化の必要性、商工業の店舗、住宅の改善の重点化、農村地帯の再開発の必要性について質疑、意見および要望があり、企画部長から答弁。

○12月22日 午後2時29分、第8委員会室において開議、午後2時33分散会、委員長 天谷 平信(自民)

- ① 企画部長から、昭和46年度開発予算の編成見通しについて説明。
- ② 委員長から、昭和46年度開発予算関係ならびに総合開発庁、国鉄問題等中央の情勢を考慮し、委員を派遣することについては、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程については、委員長に一任することとした。
- ③ 請願、陳情については、今後付託予定のものを含め、閉会中継続審査の扱いとすることについては、異議なくそのことに決定。

石炭対策特別委員会

○12月5日 午後零時15分、第1委員会室において開議、午後零時48分散会、委員長 高橋 源次郎(自民)

- ① 委員長から、さきに実施した羽幌炭鉱の閉山問題に

関する現地調査の概要についての報告、関連して、労働部長、衛生部次長、商工部長、民生部長、建築部次長、教育庁指導部長、土木部長および地方課長から、羽幌炭鉱閉山に伴う現状と対策について説明を聴取。

- ② 委員長から、石炭鉱業審議会答申の「石炭鉱業の体制に関する当面の諸対策」、産炭地域振興審議会答申の「産炭地域振興臨時措置法の延長について」に関する資料が提出されている旨を報告。
- ③ 商工部長から、去る12月2日発生の上砂川町三省炭鉱における爆発事故の被害状況について説明の後、
武藤委員(社会)から、事故防止の徹底と保安確保についての知事通達を出すことの考え
について質疑および意見があり、労働部長および商工部長から答弁。

○12月26日 午後5時28分、第8委員会室において開議、午後5時32分散会、委員長 高橋 源次郎(自民)

- ① 商工部長から、12月15日発生の上砂川山砂川炭鉱の爆発事故による災害状況について説明。
- ② 委員長から、砂川炭鉱の災害に関し、見舞をかねて現地調査のため委員を派遣することについては、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等および本件の今後の取り扱いについては、委員長に一任することとした。
- ③ 湯田委員(社会)から、炭鉱災害に関し、未亡人に対する具体的な対策を次回の委員会に明示方について要望があつた。
- ④ 委員長から、明年度国費予算に関する中央折衝のため委員を派遣することについては、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等については、委員長に一任することとした。
- ④ 請願、陳情について、閉会中継続審査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。

公害対策特別委員会

○12月4日 午後2時18分、第8委員会室において開議、午後2時33分散会、委員長 高橋 賢一(自民)

原委員(社会)および東委員(自民)から、さきに実施した公害対策実施状況に関する道内調査の経過について報告書により報告、異議なくこれを了承。

○12月10日 午後2時35分、第1委員会室において開議、午後5時散会、委員長 高橋 賢一(自民)
付託案件の審査

- ① 会議案第1号(北海道公害防止条例の一部を改正する条例案)を議題とし、質疑を続行、

佐藤(八)委員(自民)から、公害関係法案の審議の関連から条例改正案を審議する時期の適否、産業開発と公害対策の関連に対する考え方、第6条の「環境の許容基準」と公害対策基本法の「環境基準」との関係に対する考え方、

滝沢委員(自民)から、第15条において「命ずることができる」を「命ずるものとする」と義務規定とした適否および他の法律、条例との関連、第25条において地域住民等利害関係人からの意見聴取の規定を設ける必要性、第26条における公示および公表の範囲等に対する見解

について質疑および意見があり、池島委員(社会)から応答。

- ② 委員長から、国の公害関係法案の概要に関する資料の提出があつた旨を報告、説明は、次回委員会において行なうことに決定。
- ③ 高橋(俊)委員(社会)、亀井委員(社会)および井口委員(社会)から、今後の議事の進め方等について発言、委員長から応答。

その他の議事

- ① 委員長から、12月1日付けをもつて中松委員(自民)の辞任が許可された旨を報告。

- ② 企画部長から、共和村国富周辺地区の環境汚染調査結果について説明の後、合併委員(社会)から、調査カ所数とその数値、北見市無加川の水銀汚染に対する早急な調査方、堀株川のカドミウム汚染による人体、魚類に汚染の有無、廃鉱等を含めた総点検調査計画の有無、国富地区の産米に関し、出荷後における補償に対する考え、北大等の委託調査方、

井口委員(社会)から、金属鉱山に関連する諸対策、共和村における調査カ所および日数等、北大、民間などの協力体制の必要性、調査、研究等に関する体制整備の考え、

亀井委員(社会)から、金属鉱山の調査結果の時期、国富地区におけるカドミウム汚染調査の実施時期、水銀分析について東京の大学に依頼した理由、汚染米の生産量および移動禁止措置等の内容、カドミウム汚染対策委員会は道段階のみか、総点検に基づく調査結果の判明カ所、汚染米の白米と玄米とのカドミウムの含有量の変化の有無、調査結果の平均値に対する見解、健康診断の結果の資料、

改発委員(社会)から、かんがい溝と水田土じょうの調査カ所、調査地点を地図におとした資料の有無、上流と下流における格差の有無
等について質疑、意見および要望があり、企画部長お

よび公害課長から答弁。

(一)委員および塚本委員をそれぞれ選出。

○12月22日 午後2時49分、第8委員会室において開議、午後2時52分散会、委員長 高橋 賢一(自民)
付託案件の審査

会議案第1号(北海道公害防止条例の一部を改正する条例案)を議題とし、委員長から、なお精査を要するため継続審査の扱いとする旨をはかり、異議なくそのように決定。

その他の議事

- ① 委員長から、12月12日付けで大内議員が本委員会委員に補欠選任された旨を報告、ついで、委員の異動に伴う議席の指定および一部変更について、現在着席のとおりとすることに決定。
- ② 請願、陳情について、閉会中継続審査の扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。
- ③ 委員長から、昭和46年度公害関係国費予算に関する中央折衝の実施については、異議なくそのことに決定。派遣委員および日程については、委員長に一任することとした。

予算特別委員会

○12月17日 午後4時8分、第1委員会室において開議、午後4時25分散会、委員長 武藤 正春(社会)

正副委員長の互選

- ① 神部臨時委員長(自民)から、委員長互選の方法については、各派代表者による協議のため午後4時9分休憩、午後4時11分再開、阿部(恵)委員(自民)の動議により指名推せんの方法により、武藤委員(社会)を委員長に選出。
- ② 委員長から、副委員長互選の方法については、塚本委員(社会)の動議により指名推せんの方法により、佐藤(八)委員(自民)を副委員長に選出。
- ③ 委員会の運営等協議のため午後4時15分休憩、午後4時20分再開、各派代表者による協議の結果、審査日程については、21日の公安委員会所管と22日の教育委員会所管を入れかえることとし、配付の日程案のとおりとすること、質疑の方法は通告の形式により一括これを行なうこと、なお、一問一答による場合は委員長に申し出ること、発言の順位は一般質問の例に準ずること等については、異議なくそのことに決定。
- ④ 本委員会の運営については、自民、社会各2名、計4名の理事を選び、その協議によりこれを行なうことをはかり、異議なくそのことに決定、理事には、自民党から阿部(恵)委員および水沼委員、社会党から奥野

○12月18日 午前10時36分、第1委員会室において開議、午後6時57分散会、委員長 武藤 正春(社会)

- ① 委員長から、議席について、現在着席のとおりとすることをはかり、異議なくそのことに決定。
- ② 委員長から、高橋(鉦)議員(公明)および木南議員(共産)の本委員会の出席および農務部所管に対する発言の申し出について、通告の委員質疑終了後にこれを許可したい旨をはかり、異議なくそのことに決定。
- ③ 農務部および農地開拓部所管に対する質疑に入り、新村委員(社会)から、(1)農業生産地域分担に関し、本道稲作の不安定地帯と中核地帯に対する認識、農林省試案の30%に及ぶ減反の必要性、農民の自主的意思に対する措置、馬れいしよの作付け目標の妥当性および輸入による影響に対する道の認識、国内産価格と輸入価格の格差に対する受け止め方と対応策、(2)馬れいしよでん粉価格に関し、でん粉協会等に示した道の通達と早見表に対する見解および農安法の精神との関連、買い取り工場の場合の考え方、回収率の実態は握の状況、1工場ごとに調査し、勧告する考え、通達を撤回する考え等について、

亀井委員(社会)から、(1)農業委員会の運営に関し、市町村農業委員会に対する指導監督の責任、議事録は公文書であるかおよび内容が事実と相違した場合の措置、農業委員会等に関する法律第32条の解釈および60日経過後の措置、現地口証明の申請者の資格および目的、採草放牧地および雑種地の定義と区分、(2)開拓用地の処分に関し、標茶町所在開拓地について一たん売り渡した土地を国が買い戻した事実の了解および誤認の有無を調査する考え、開協所有の土地の売却の経過および登記書き替えの事実等について

質疑、意見および要望があり、農務部長、農地調整課長および農地開拓部長から答弁、塚本委員(社会)から議事進行発言があつて、午後零時52分休憩、午後2時17分再開、引き続き、

亀井委員(社会)から、開拓用地の処分に関し、開拓行政に対する道開発局の責務とこれに対する道の認識、開協の運営に対する指導責任および組合員の意思に反する財産処分に対する措置、事実調査の内容および方法等について

質疑および意見があり、農地開拓部長から答弁、議事進行の都合により午後2時32分休憩、午後3時10分再開し、農地開拓部長から、休憩前の亀井委員の調査方法に関する質疑に対し補足答弁の後、引き続き、

亀井委員(社会)から、事実調査の経路および再調査する意思等について

質疑および意見があり、農地開拓部長から答弁、議事進行の都合により午後3時23分休憩、午後4時12分再開し、委員長から、本件について本委員会中に調査報告方を要請の後、引き続き、

亀井委員(社会)から、開発局の行なっている各種試験のは握状況、40年度以降標茶地域における採草地、泥炭地試験の有無、開拓の土地を道職員が購入した事実調査の結果、件数および面積、契約内容、開拓行政上からの見解および指導の必要性等について、

高橋(鉦)議員(公明)から、農業被害に関し、道南地方における小中学生の遠視に対する農業の影響および有機リン剤等の調査実施の考え、疑わしい時点での措置状況、病虫害防除員の数と有害農業専門指導員を設置する必要性、自治体独自で使用禁止できない理由および考え方、総合的な研究所設置の考えについて、

木南議員(共産)から、上ノ国町における農業被害に関し、この事実の了知内容と対処策、農業中心の農政のあり方について

質疑、意見および要望があり、農地開拓部長および農務部長から答弁があつて、農地開拓部所管部分を除き、農務部所管に対する質疑を終結、理事者交替のため午後6時2分休憩、午後6時5分再開。

④ 林務部所管に対する質疑に入り、

大方委員(社会)から、当面する林業行政に関し、林業関係企業の倒産が続出する原因および林業行政の効果ならびに早急な各種対策の必要性、倒産業者に対する善後策、林道、人工林等の進捗状況に対する見解と予算確保の必要性、全国に比し幼齢木が少ないことにかんがみ、人工造林、過伐防止対策の必要性、自然保護、休養林等新たな行政目的に対する対応策、幹線林道等に対する国庫負担の必要性等について

質疑、意見および要望があり、林務部長から答弁があつて、林務部所管に対する質疑を終結。

○12月19日 午前10時39分、第1委員会室において開議、午後4時21分散会、委員長 武藤 正春(社会)

① 委員長から木南議員(共産)の本委員会への出席および水産部所管に対する発言の申し出について、通告の委員質疑終了後これを許可したい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

② 水産部所管に対する質疑に入り、

小堀委員(社会)から、(1)特別採捕に関し、魚種別の内容と根拠、企業化試験、試験操業の範囲と許可の権限、企業価値ありと判断される種目と判断の根拠および許可漁業に切り換える時期、(2)漁協に対する指導に関し、許可後の指導権限の有無と根拠、共同漁業権行使に対する紛争および仲介の要するものの有無、行使

規則違反に対する指導の必要性、(3)オホーツク海における密漁対策に関し、密漁の実態と検挙の状況、今後の方策、処分の内容、(4)資源保護に関し、オホーツク海における資源保護に対する考え方、早期に対策樹立方について、

木南議員(共産)から、内水面漁業の振興に関し、魚道未設置のダムの数および土木サイドとの連携の方法、内水面振興のため検討する必要性、国有林内の砂防ダムに魚梯設置の報道に対する見解、原木魚礁に対する補助および指導方針の検討について

質疑、意見および要望があり、水産部長から答弁があつて、水産部所管に対する質疑を終結、議事進行の都合により午後零時3分休憩、午後1時18分再開。

③ 委員長から、木南議員(共産)の本委員会への出席および企画部所管に対する発言の申し出について、通告の委員質疑終了後これを許可したい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

④ 企画部所管に対する質疑に入り、

山口委員(自民)から、室蘭経済圏の開発に関連する道路建設に関し、主要幹線道路の早期実現の必要性和早期着工の努力方について、

川合委員(社会)から、当面する鉱業政策に関し、3期計画策定時における金属鉱山に対する状況判断と見通し、硫酸センターを全道の観点から考える必要性、3期計画達成のため硫化鉱山の安定のため必要な施策、鴻ノ舞 鉱山に対する3期計画策定時の見通しと会社側提示の産出見通しの違い、原鉱石の輸入による国内開発への影響、採鉱後企業化に消極的であることの見解および採鉱の実状、硫酸センターに対する道の資本参加の必要性および考え方、流通経費に対する見解、金属鉱山の公害に関する実態調査とその結果、カドミウムの無害化のための方法、共和村の汚染米に関連し、現段階での営農見直しおよび米以外のものの汚染の有無、公害発生状況の早期公表方について、

奥野(一)委員(社会)から、青函トンネル記念館に関し、その規模、起工と完成予定時期、予算内容および建設目的、建設予定地の適否および建設後の管理主体、今期定例会において補正しなければならない理由等について、

木南議員(共産)から、(1)共和村のカドミウム汚染に関し、発生源に対する監視状況、汚染米の処理方法および米以外のものの補償の考え方、営農不能になった場合の離農者対策、地域住民の診断および飲料水に対する措置、(2)公害審議会に関し、企業管理者を委員に任命していることの見解および公害に対する基本的態度等について

質疑、意見および要望があり、企画部長から答弁があつて、企画部所管に対する質疑を終結。

○12月21日 午前11時20分、第1委員会室において開議、
午後5時48分散会、委員長 武藤 正春(社
会)

① 商工部所管に対する質疑に入り、

村本(政)委員(社会)から、石炭対策に関し、炭鉱の魅力造出のため具体的なビジョン作成および積極的な指導の必要性、石炭鉱業の体制のあり方に対する政府の考え方および強力な働きかけの必要性、住宅事情の改善策、保安体制の定期的総点検の必要性および監督官増員の要請の考え、上砂川町登川坑事故の遺族に対する十分な措置方について

質疑、意見および要望があり、商工部長から答弁があつて、商工部所管に対する質疑を終結、議事進行の都合により午後零時35分休憩、午後1時44分再開。

② 委員長から、木南議員(共産)の本委員会への出席および労働部所管に対する発言の申し出について、通告の委員質疑終了後これを許可したい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

③ 労働部所管に対する質疑に入り、

村本(政)委員(社会)から、炭鉱の労働力確保に関し、現状にたつた労働力対策の考え方、保安監督官の増員要請の必要性、週5日、7時間労働制に対する考え方、閉山後の残留者に対する保護措置の必要性、改良住宅の早期建設、遺児対策の考え方等について、

木南議員(共産)から、浦河職業訓練校の訓練生集会に関し、要望事項に対する見解、および適切な措置方、自衛隊1日入隊の妥当性等について

質疑、意見および要望があり、労働部長から答弁があつて、労働部所管に対する質疑を終結、理事者交替のため午後2時44分休憩、午後2時48分再開。

④ 委員長から、木南議員(共産)の本委員会への出席および民生部所管に対する発言の申し出について、通告の委員質疑終了後これを許可したい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

⑤ 民生部所管に対する質疑に入り、

宇野委員(自民)から、心身障害者対策に関し、身障者の運転技術習得の現状と今後の見通し、総合療育センターの第2次計画の考え方、盲人用投票用紙の改善に対する措置状況、身障者スポーツ大会と雇用月間の統一に関する協議の内容、在宅身障児に対する指導および退所後のアフターケアに対する考え方、授産施設とくに福祉工場構想に対する見解について、

奥野(一)委員(社会)から、(1)老人医療費の無料化に関し、福祉行政における道のあり方、老人医療費の無料化に対する考え方および道段階で実施できない理由、医療費負担軽減の必要性、段階的な実施を検討する考え、(2)遺児手当に関し、国の児童手当の考え方に対する判断と意見、実態調査後の対処方針、児童手当

制度で解決できない遺児に対する考え方、炭鉱災害による遺児に対する考え方、段階的实施等前向きな検討方について、

木南議員(共産)から、養護施設における児童の就職に関し、本籍不詳児の本籍取得の必要性および指導の考え方について

質疑、意見および要望があり、民生部長および福祉課長から答弁があつて、民生部所管に対する質疑を終結、理事者交替のため午後4時41分休憩、午後4時47分再開。

⑥ 衛生部所管に対する質疑に入り、

小堀委員(社会)から、食品検査の実態と検査体制の適否、特殊栄養食品の種類と住民指導のあり方、行政的に推せんしているものの有無、社団法人栄養食糧協会との関連、強化米の定義および普及指導をはじめた時期、食管制度上の取り扱いおよび販売方法、行政指導による効果および強化米による体位への効果のは握状況、後援名義の使用を許可した理由と目的および取り扱いに対する指導の必要性等について

質疑、意見および要望があり、衛生部長から答弁があつて、衛生部所管に対する質疑を終結。

○12月22日 午前10時28分、第1委員会室において開議、
午後7時14分閉会、委員長 武藤 正春(社会)

① 人事委員会および総務部所管に対する質疑に入り、

奥野(一)委員(社会)から、道職員の給与に関し、人事院と人事委員会との関連、「国家公務員に準ずる」ことの解釈および根拠と裁量の余地、道独自の実態調査による勧告の考え、実施時期を5月にした理由およびその適否、勧告が守られない理由、全国的に見た道の給与実態に対する考え方、住宅手当を足切り、限度支給とした根拠および実態判断の適否、住宅手当支給を勧告した理由、持ち家に対する考え方および改善の考え、隔遠地手当を改訂した考え方および現地採用者との関連等について、

渡部委員(社会)から、帯広大谷高校の労働争議に関し、争議の長期化の原因と解決のため道の調査、指導内容、学校の管理体制の適否、昨年1年間の校長異動に対する見解、併置幼稚園の募集停止の取り扱いに対する見解、労使交渉の経緯と労働指導の適否、経理のあり方に対する見解、私立学校管理運営費補助金の目的、解決のため道があつた必要性について
質疑、意見および要望があり、人事委員長、人事委員会事務局長および総務部長から答弁、議事進行の都合により午後零時43分休憩、午後3時29分再開、ついで、

新村委員(社会)から、自衛隊員募集に伴う道の措

置に関し、総合開発計画達成のため若年労働力の必要性、中小企業における若年労働力不足の現状に対する認識、自衛隊員募集に対する道または市町村の事務の内容、募集結果の報告の有無、自衛隊と民間労働力の募集が競合したときの措置、自衛隊の募集のあり方に対する見解と是正方を申し入れる考えについて、

原委員(社会)から、幼稚園教育に関し、欠陥幼稚園の実態と改善計画の提出状況、資金面に対する考え方、欠陥幼稚園における事故の責任、認可取り消し処分の考え方、指導のあり方の適否、設置状況の地域格差に対する認識、幼児教育について再検討の必要性、審議会の設置、学区制の採用、広い遊び場の造成および未設置市町村に対する3期計画の関連からの考え方等に対する見解、公立幼稚園の必要性和国に働きかける考えについて、

川合委員(社会)から、道路の照明施設に関し、個人または団体が設置費を負担することの妥当性、市町村等に設置義務を付与する考え、個人等の負担解消について基本的に取り組む考え等について、

奥野(一)委員(社会)から、(1)市町村財政に関し、福島町が再び財政再建団体となつた理由および具体的指導の経過、青函トンネル事業による影響およびこの種開発事業を考慮した指導の必要性、(2)道職員の給与に関し、全国的に見た給与水準に対する判断、他都府県の実態調査の有無、給与水準の改善の考え、道における生計上の特殊性に対する配慮の必要性、(3)臨時職員の実態に関し、経常的業務に臨時職員を使用している実態に対する見解と改善の必要性、給与の支給根拠および基準設置の必要性等について
質疑、意見および要望があり、総務部長から答弁があつて、総務部所管に対する質疑を終結、理事者交替のため午後6時6分休憩、午後6時8分再開。

② 農地開拓部所管に対する質疑を続行、

農地開拓部長から、標茶開協における土地処分に関する調査結果について説明の後、

亀井委員(社会)から、今後の適正な執行および指導方について意見および要望があつて、農地開拓部所管に対する質疑を終結、議事進行の都合により午後6時13分休憩、午後6時15分再開、

③ 委員長から、以上をもつて質疑を終結することををはかり、異議なくそのことに決定。

④ 委員長から、付託案件に対する意見の調整について、各派代表者会議において行なう旨をはかり、異議なくそのことに決定、議事進行の都合により午後6時16分休憩、午後7時10分再開。

⑤ 委員長から、各派代表者会議における意見調整の結果について報告の後、議案第1号ないし第11号、第27号ないし第43号および報告第1号を一括議題とし、異

議なく議案については原案可決、報告については承認議決とすることに決定、ついで、塚本委員(社会)から、本委員会の審議の経過にかんがみ、議案第1号についてつぎの附帯意見(委員長報告参照)を委員長報告に挿入されたい旨の動議が提出され、賛成あつて動議成立、これをはかつて異議なくそのことに決定。

⑥ 付託案件に対する委員長報告については、委員長に一任することに決定。

⑦ 委員長から、付託案件に対する審査終了のあいさつがあつた。



全国都道府県議会議長会

○12月1日 全議会議室において幹事会を開催、会長あいさつに引き続き、福井県議長から第56回定例会終了の報告とお礼のあいさつがあり、ついで、協議に入り、第56回定例会議決事項の要望運動について全議局長説明のとおりで決定した後、全議局長から、昭和46年度本会予算編成方針大綱、分担金の割当方法および議会制度研究会（仮称）設置要綱について説明、各県議長から質疑応答があつて、異議なく原案のとおり決定、なお、山形県議長から、「議会制度研究会」については、前任議員の処遇についても検討方要望意見があつた。つぎに、明年度国費予算折衝に関する6者団体への代表を決定の後、地方交付税、自動車税等地方財政に関し、各県議長から意見の交換があつて閉会した。

全国酪農経営安定対策連絡協議会

○12月24日 全国旅館会館において正副会長会議を開催、昭和46年度政府酪農関係予算対策について協議、関係各省に対し強力に要請することを異議なく決定、直ちに関係各省に対し要請した。

東北新幹線建設促進期成同盟会

○12月24日 赤坂プリンスホテルにおいて常任理事会を開催、今後の運動計画について協議し、早期実現を目標として関係各省、各機関に対し、強力に運動を展開することに異議なく決定、直ちに関係各省、各機関に対し要望した。

第4回定例道議会において 議決を経た条例の公布調

件名	議決月日	公布月日 公布番号
北海道支庁設置条例等の一部を改正する条例	10. 31 専決処分	10. 31 道条例 第62号
北海道議会議員の選挙区の合区に関する条例	12. 23 原案可決	12. 23 道条例 第63号
北海道立看護学院条例	同	同 道条例 第64号
北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在职期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在职期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	同	同 道条例 第65号
北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例	同	同 道条例 第66号
国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例	同	同 道条例 第67号
北海道営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	同	同 道条例 第68号
北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例	同	同 道条例 第69号
北海道公営住宅条例の一部を改正する条例	同	同 道条例 第70号
風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例	同	同 道条例 第71号
北海道立学校設置条例の一部を改正する条例	同	同 道条例 第72号
北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	同	同 道条例 第73号
北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	同	同 道条例 第74号
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	同	同 道条例 第75号
北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	同	同 道条例 第76号
北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	同	同 道条例 第77号

12月のメモ

- 1 ○11月道内企業倒産、負債額1,000万円以上88件56億円、月間最高。
 - 2 ○総理府、昭和45年国勢調査人口概数を発表、男5,136万8,067人、女5,328万950人、合計1億464万9,017人。
○社会党、第34回定期大会終了、委員長成田知巳氏、書記長石橋政嗣氏に決定。
○上砂川、三省鉱業東山坑でガス爆発、5人死亡、9人重軽傷。
 - 3 ○道、45年度の過疎対策事業債の施設別、市町村別の充当額を決定、美幌市ほか69指定市町村に配分。
 - 7 ○通産省から委託された45年度原発調査地に、北檜山町が内定。
 - 9 ○日中国交回復促進議員連盟が発足、衆、参両議員379人参加、会長藤山愛一郎氏。
 - 10 ○道、共和村住友金属鉱山国富鉱業所のカドミウム汚染について発表、最高0.97PPM、保有米を総点検。
○札幌鉱山保安監督局、共和村住友金属鉱山国富鉱業所の現状を発表（現状では問題ない）。
 - 11 ○自治省、45年度地域開発事業起債を決定、土地区画整理事業本道関係分札幌市定山溪ほか2億2,000万円。
○道労働基準局、有害物質取り扱い事業場調査の本道分の調査結果を発表、従業員44人に異常。
 - 12 ○第4回定例道議会開会
○農林省、農業生産の地域指標の試案「農業の地域分担」を公表、全国を3地帯に大別、米は52年目標に28%減産、本道は酪農、畜産に比重。
○総理府、「陸上における交通事故」を発表、44年中の交通事故死者数1万6,257人、前年比14%、負傷者数96万7,000人、前年比16.8%、特に老人と子供の被害が多い。
○札幌市、「札幌の公害」を発表、空気の汚染、水のごれ、騒音の3悪が市民の健康、生活環境を破壊するまでに台頭。
 - 15 ○上砂川町、三井砂川登川坑でガス爆発、死者16人、不明3人。
○道教委、昭和46年度道立高校再編制の最終計画を決定。
 - 16 ○労働省、45年度の賃金引き上げ実態調査結果報告書を発表、賃金改訂額、1人当たり平均7,138円増、賃上げ率17.2%。
 - 17 ○最高貿易会議、45年度の輸出見通しを199億5,000万ドル、輸入目標195億6,800万ドルに改定、対前年比
- 輸出18.7%、輸入22.3%上昇。
- 18 ○閣議、経済企画庁長官「新たな発展のための条件」と題する45年度世界経済白書（年次世界経済報告）を報告。
○閣議、農相45年度産米の確定収穫量を報告、史上8位、1,268万9,000トン。
○第64臨時国会終わる、公害14法成立。
○厚生省、44年の国民生活実態調査の結果を発表、所得1世帯当り年間平均101万5,000円、前年比12.5%の伸び、全世帯の50%は83万円以下の低所得。
 - 19 ○警察庁、45年1年間の犯罪情勢をまとめる、総件数116万6,129件（11月末現在）、前年比1.3%の増加、検挙率55.3%で3.8%の増。
○通産省「経済協力の現状と問題点」と題する1970年版経済協力白書を発表、発展途上国の自立促進の援助を強調。
○道労働部、45年労働組合基本調査（6月末現在）の結果を発表、組合数4,429組合、組合員数53万1,011人、前年比組織率若干下回る。
 - 20 ○沖縄、コザ市で群衆が基地に乱入放火。
 - 21 ○第2回日米安保協議委員会、在日米軍の大幅削減計画に合意、1万2,000人を撤収、基地労務者解雇も通告。
○国鉄諮問委員会「国鉄の経営をいかにすべきか」についての最終意見書をまとめ総裁に提出、幹線（北海道は函館本線ほか5線）経営に力を注ぎ、廃止路線をふやす必要を強調。
○国鉄、44年度の線別営業成績を発表、黒字線東海道新幹線ほか8線（2,868キロ）、赤字線238線（1万8,518キロ）、北海道総局関係道内37線全線赤字479億で全国赤字の42%。
○厚生省、45年の人口動態の統計概況を発表、1年間人口自然増120万2,000人。
 - 22 ○閣議、企画庁長官の「46年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」について報告を了承、実質成長率10.1%（名目15.1%）、物価上昇5.5%見込む。
○閣議、企画庁長官44年度国民所得統計を報告、国民総生産名目で62兆4,333億、1人当たり48万831円で世界16位。
○閣議、国の地方出先機関の整理統合計画を了承、46年度予算から実施、食糧事務所出張所は全廃。
○道、46年度の支庁別ピート作付け目標を発表6万2,000ヘクタール、45年度比14.8%増。
○道企画部、道内36市町村780世帯を抽出し8月に限定し行なつた「北海道の家計調査」の結果を発表、平均年齢40.6歳、家族構成3.75人、1世帯平均の実収入10万5,947円、手取りで9万348円、前年比4.5%増、収支は2万4,326円の黒字。

23 ○第4回定例道議会開会

○農林省道内4統計調査事務所、45年産の豆類の作柄を発表、平年比作況指数小豆105%、いんげん114%、大豆110%。

24 ○通産省「電気事業の現状」と題する45年度版電力白書を発表、公害問題等による電源立地難が当面の問題である。

○ジェトロ、1971年版「海外市場白書」を発表、東西貿易は緊密化傾向を一段と強め、市場を開拓するには従来よりも一層多様性を要求。

○道、広域生活圏の圏域設定試案を発表、全道を20圏域に、本年度内に設定を完了。

25 ○道衛生部、44年の簡易生命表を発表（男69.14歳、女74.76歳）

○道、45年度北海道科学技術賞に若林勝氏ほか1名、北海道科学奨励賞に松倉定雄氏を決定。

26 ○第65通常国会召集、両院本会議。

○経済企画庁、「45年経済の回顧と課題」を発表、過熱的拡大から沈静化へと大きく変化。

28 ○厚生省、全国66都市211カ所で測定した44年度の亜硫酸ガスによる大気汚染の測定結果を発表、環境基準を越える不合格34都市、札幌は悪化の傾向。

○道、函館、釧路、室蘭、帯広の都市計画を決定、告示。

○札幌通産局、45年度の道内従業員300人以上の事業所53を調査対象とし公害防止投資計画について調査した結果を発表、公害設備投資計画総額39億7,221万円、全設備投資に対する比率7.2%、前年実績を2.8%上回る。

29 ○道開発庁、道開発予算の農業基盤整備事業調査、全体設計、着工など合わせて新規採択82地区決定。

30 ○臨時閣議、46年度予算の政府案を決定。一般会計9兆4,143億円（対前年比18.4%増）、財政投融资計画4兆2,804億円、地方債計画1兆860億円、前年比19.6%の伸び、46年度道開発予算2,060億（対前年比14.7%増）。

○道企画部、重金属を生産する6鉱山を対象とするカドミウム環境汚染調査結果を発表、カドミウム汚染米仁木町でも発見。